

文教福祉委員会会議録

- 1 日時 令和5年8月2日（水曜日）
開会 午前9時57分
閉会 午後4時39分
- 2 場所 第1委員会室
- 3 出席又は欠席した委員の氏名
(出席) 委員長 萱野哲也 副委員長 溝手宣良
委員 山名正晃 委員 小野耕作
" 深見昌宏 " 津神謙太郎
" 山口久子
(欠席) なし
(その他出席者) なし
- 4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名
議会事務局長 西村佳子 同次長 宇野裕
同議事係主査 小野達司
- 5 説明のため出席した者の職氏名
副市長 中島邦夫 政策監 難波敏文
総合政策部長 梅田政徳 政策調整課長 岡本紀子
総務部長 内田和弘 総務課長 小川修
財政課長 横田優子
財政課主幹 岡真里
保健福祉部長 上田真琴 健康医療課主幹 今若睦也
健康医療課長 白神洋 健康医療課主幹 竹下あけみ
福祉課長 江口真弓
教育長 久山延司 教育部長 加治佐一晃
教育総務課長 藤原直樹 教育総務課主幹 高谷直樹
部活動地域移行推進室長 平田壮太郎 学校教育課長 在間恭子
学校教育課主幹 田中よし子 学校教育課主幹 難波昭彦
こども夢づくり課長 浅野竜治
文化スポーツ部長 林直方 スポーツ振興課長 倉本伸一
市民生活部長 新谷秀樹 人権・まちづくり課 渡邊康広
- 6 調査事項及び報告事項その結果
調査事項
(1) ブトワール市・総社市 障がい者施策に関する協定について
(2) 放課後児童クラブについて
(3) 総社はばたき園について

- (4) 神在小学校におけるコミュニティスクールについて
- (5) 小中学校におけるプール授業の在り方について
- (6) 学校園での熱中症対策について
- (7) 学校園の危機管理体制について
- (8) 幼保こ小中の制服について

報告事項

- (1) 病院施設整備補助事業の進捗状況について
- (2) 部活動の地域移行について
- (3) 未就学児の入園状況について
- (4) 義務教育学校について

7 議事経過の概要

別紙のとおり

8 その他必要な事項

別紙のとおり

開会 午前9時57分

○委員長（萱野哲也君） ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の出席は7名で、全員であります。

これより、所管事務調査を行います。

それでは、調査事項の(1)、プトワール市・総社市障がい者施策に関する協定についての調査に入ります。

当局の説明を願います。

総務部長。

○総務部長（内田和弘君） それでは、調査事項(1)、プトワール市・総社市障がい者施策に関する協定について御説明いたします。

資料1の1ページを御覧ください。

前回の説明とかぶる部分が多々ありますが、改めてプトワール市との協定締結までの流れについて御説明を申し上げます。

まず一番上のところでございますが、総社市ですけど、市議会のほうにプトワール市との協定について御説明を申し上げているところがございます。その後、②になりますが、プトワール市へ協定の準備を進めている旨の書類を提出したいと考えております。この書類につきましては、特に決まった様式はなく任意の様式でございまして、内容は協定の準備を進めているというような内容が入っていればよいというもので、言語は英語で、公印が必要ということになっております。

次に、プトワール市の状況でございますが、③に記載のとおり、現在プトワール市議会に、非公式ではございますけど、総社市と協定を締結する旨の話を簡単にしているところがございます。また、総社市からの書類をネパール総務省へ提出し、ネパール総務省から協定内容の協議に対する許可をもらうことになっております。その後、プトワール市と総社市で協定の内容について協議を行った後、協定の内容について両市の市議会へ説明をした後に協定の締結の運びというふうになっております。

なお、協定という文言でございますけど、プトワール市においても協定という文言にはこだわりはなく、どちらかという覚書や合意のほうソフトな感じで、仲よくやっていくという感覚との回答でございましたので、こちらの言葉につきましては、内容の協議の際に、併せてどういった言葉を使えばいいかというのも話合いができればというふうに考えております。

また、プトワール市としましては、総社市の障がい者施策を徹底的に学びたいとの意向であるため、協定の内容は大前提として障がい者施策に関する協定になると考えておりますが、一方でお互いの文化の違いを学ぶことができるいい機会だと考えておりますので、そういった内容についても話ができればというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山名委員。

○委員（山名正晃君） 説明をありがとうございます。

前回の資料とちょっと今回の資料ではいろいろかぶってるところはあると思うんですが、今回は総社市議会に対しては説明というふうに、こうなっておりますが、前回の資料では、市議会と協定内容等を協議した上でというふうになってます。これは、ある程度出来上がってからは、うちらへ説明するだけになるのか、その内容に関しては、この委員会の場、もしくは議会のどこになるか分からないんですけど、そこで一度内容に関しては協議はできるんでしょうか。

○委員長（萱野哲也君） 総務部長。

○総務部長（内田和弘君） もしかしたら予算を伴うものも発生するかもしれませんので、そういった部分につきましては協議というか、議会のほうとも協議が必要になってくるのではないかと思います。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 山名委員。

○委員（山名正晃君） 分かりました。その協議も必要だと思うんですけども、これはスケジュール的にはいつを目指していきますか、この年度内でいくのか、もしくは今年中にやっていくのか。ブトワール市との、向こうが早ければいいなというところもあると思うんですが、そのあたりは。

○委員長（萱野哲也君） 総務部長。

○総務部長（内田和弘君） 向こうの意向とすれば、できるだけ早ければ早いほうがいいということで、ネパールの総務省の担当の方も、こういったことを、前回視察に来たときに関わってた方ということもあるので、そういった経緯とかも御存じの方なので、できればそういった体制のときにやっていきたいという意向ではございました。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 他にありませんか。

副委員長。

○委員（溝手宣良君） じゃあ前回というか、協定についてなんですけれど、先ほどの説明でいくと、協定ほど重くは考えずに、もうちょっと楽にといいですか、内容について協議をすることについての合意、現時点ではそうであると。その後、予算を伴うような深い話になっていくような段階を追って先に進んでいくと、また協議というか、ほかに報告なり相談なりがあるというふうな認識でいいですね、再確認になりますけれど。協定ということにかかわらずに、ちょっと緩くするというか、ふわっとするというかという方向の考え方で、確認ですけど、よろしいですかね。

○委員長（萱野哲也君） 総務部長。

○総務部長（内田和弘君） 中身はこれから詰めていくので、そうですともなかなか言いにくいところもありますけど、向こうとの話を今しているところでは、ソフトな感じで仲よくやっていくと

いう感覚で話し合いができればというふうなお返事もいただいているところなので、まずはスタートとすれば、そういったところから話をさせていただいて、中身によっては、先ほども言いましたけど、予算とかを伴うようなものになれば、議会の皆様方にも御相談をさせていただきながらやっていければというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） すみません。じゃあ結局、総社市長からプトワール市長へ書類を提出する際の、その書類のタイトルというか、そういうようなものは、結局協定書とかじゃなしに、討議書、合意書、そういった形の書類のタイトルになるのかをちょっと教えていただければ。

○委員長（萱野哲也君） 総務部長。

○総務部長（内田和弘君） どの言葉を使うかは、ちょっと相手とも話をしていかなければいけないと思うんですけど、障がい者施策に関して連携していきましようということの話し合いを進めていきますというような旨の書類をさせていただければ、もし協定という言葉を使うにしても、仮称というものを入れさせていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 他にありませんか。

深見委員。

○委員（深見昌宏君） すみません。今、お二方の質問の内容をお聞きしながら、要は、このフローで現段階は何番なんですか、現段階というか。それと、⑥の最終的な内容の協議というのが、これがいつ頃になるのか、二つに分かれて教えてください。

○委員長（萱野哲也君） 総務部長。

○総務部長（内田和弘君） 今現段階は、①と③をやっているところでございます。②については、まだ書類も何も出していないので、①と③というところでございます。

⑥の内容の協議については、向こうに書類を出して、向こうもネパールの総務省の許可が下りた時点で速やかにやっていければというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 深見委員。

○委員（深見昌宏君） では、総務省の許可が下りるのに時間がかかるかどうか分かりませんが、じゃあ⑥は、ざっくりいつ頃というのは今なかなか言いにくいでしょうけど、先ほど他の委員から質問があったように、年度内ぐらいを想定とすとけば、ここの時点で予算が伴うかどうかというのが分かってくるということによろしいですか。

○委員長（萱野哲也君） 総務部長。

○総務部長（内田和弘君） イメージとすれば、年度内にできればなというふうには私は思っているところでございます。予算が伴うものになるかどうかということまで話が進められるかどうか

というのもあると思うんです。協定になるのか覚書になるのかというところもあると思うんですけど、協定ということになれば、例えば障がい者施策について連携していきましょうというふうな大きな項目になってくるかもしれないですし、その中で具体的にどうしていくというのは、もしかしたら来年度以降の話になっていくかもしれないですし、ちょっとそのあたりは話を進めていきながらのことになってくると思うので、そのあたりはよくよく委員の皆様にもその都度説明というか、御報告をさせていただきながら、協議をさせていただきながら進めさせていただければと思っております。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） ないようなので、私から。

ちょっと委員会の運営上、私も委員長なので、これはフローの中で進んでいるって今発言されましたよね。前回のときは報告事項で、協定を進めるかどうかというのはまた議員の皆さんがいいと、議決事項じゃありませんから、どういうふうな感じを持って、やるかどうかというのも決めさせていただくという話だったのに、もう協定に向かって進んでるんですか。だから、この前の報告事項もいろんなことに調査が及んだから調査事項に今日切り替えたんですよ。いや、前回は、そういう話じゃなかったですか。前回の中で、報告事項の中で、この協定に向かって向こう側と進めていきますよ、次に調査事項をしますよという話でしたか、ちょっとそういう認識じゃなかったと思うんですけど。

総務部長。

○総務部長（内田和弘君） ちょっと言葉が足りなくて申し訳ないです。①というのは、今現在市議会のほうに説明をしているというところでございます。③というのは、相手方が市議会に対して、うちと同じような、こういった公式の場じゃなくて、総社市と協定みたいなのをやっていきたいと思ってるんだけどというふうな内々の話を進めているというところで、全く公式には進んでいないという状況でございます。なので、前回のときにも、正式に話合いのテーブルに着くのは、委員会が終わって、オーケーが出るというか、進めてもいいんじゃないですかというふうなことになればというふうなことだったと思うので、それを踏まえてテーブルに着くかどうかというのもやっていければというふうに思っております。

○委員長（萱野哲也君） 分かりました。じゃあ、年度内とかという話も出ましたけど、まだ協定を結ぶかどうかというものも、言ってみれば、この会議もそうですけど、議決案件じゃないんですからね。委員の皆さんがどういったふうに思われてるかというのが聞きたいからやっているわけで、それは僕の、委員長の意見を聞きたいでしょうし、委員長が言ったらこの前いけんとかと言ってましたけど、議決案件じゃないんだから、議員の皆さんの声を聞いてどうするか、執行部がするかというのがこの会だと僕は思ってますんで。

じゃあそもそもなぜ今回この協定について協定を結びますよというのを、今まで市長は勝手にやってきたじゃないですか、ねえ。幾度もなく、2週間前ルールも破りながら、それでもやってきたのに、なぜ今回の協定だけはこのように所管事務調査まで開いて、こういうふうな形で報告するというふうになったんですか。これは、やっぱり後から、今言われるように、予算が絡んでくるような可能性が大いにあるからということのように僕は思うんですけど、なぜ今回、協定というのは今まで市長が勝手にやられて、市長権限なんですから、どうぞやりゃあいいじゃないですか。それをわざわざこのような形で報告になって、いろいろ詰めてくると調査になったんですけど、なぜ今回こういうふうな報告ということをやわざわざ上げてきたのか。今までの協定とは何か違うのかということなんです。今まで市長が結んできた協定と、今回このような会議まで持ってやるというのは、何かそちら側に思惑というか、何か大きな考えがあつてのことなんだと思うんですけど、そのあたりのちょっと認識を教えてください。

総務部長。

○総務部長（内田和弘君） 本来はこちら側が決めさせていただいて、させていただくというスタンスは変わらないと思います。ですので、前回は報告事項という形で、こういうふうにさせていただきたいというのを御報告させていただいたところでございます。その後というのと、あと他国というか、日本国じゃないというところもあるので、今までとはルールが違うというところがあるので、議員の皆様のお話もちよっと聞かせていただきたいという形で御報告させていただいて、このような場を設定させていただいたというところでございます。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 分かりました。

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） ないようでありますので、この際私より申し上げます。

本件について、さらに調査を行う必要がある場合は、委員間で自由討議を行う場を持ちたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） なし。

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、本日この程度にとどめたいと思います。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時13分

○委員長（萱野哲也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、報告事項の(1)、病院施設整備補助事業の進捗状況について当局の報告を願います。

健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 報告事項の(1)病院施設整備補助事業の進捗状況について御説明のほうをいたします。

お手元の資料は資料番号9番でございまして、ページは18ページでございます。

まず、前回6月21日の所管事務調査後の進捗でございますが、(1)病院施設整備補助事業審査委員会の開催状況にありますように、7月25日に第4回審査委員会を行い、審査委員による現地確認調査を行いました。確認調査の内容といたしましては、申請図面と現地の整合、また補助対象予定の医療機器について、1部屋ごと、また1品ごとに申請者から説明を受けまして、確認を行ったところでございます。現地確認は、約2時間程度実施いたしました。当日は、医師、看護師、医療機器のメーカーなど多くの説明スタッフが配置されておりましたので、適宜委員が気になった点について、その場でスタッフに聞いて回答をいただくという形でのお答えのほうをいただいたところでございます。また、現地確認調査後には、会議室のほうをお借りしまして、委員相互の確認結果の共有や、新たに申請者へ指摘すべき点などについても御審議のほうをいただきました。主な意見でございますが、総括としましては、建物や医療機器などハードはとてもよい形で整っている、次はソフト面で、実際の患者への対応や、この整ったハードを使用した新たな医療機能の実施などについて十分に行っていただきたいという旨の御意見がありました。また、ほかにも施設内につきまして、開業前にいま一度自家発電装置の供給範囲の確認や非常用電源の確保など災害対応を確認しておくべきといった御意見、また医療機器につきましては、一部の機器でメーカーの変更というものがございましたので、この点については申請内容の差し替えを行うような指摘があったところがございます。以上が7月25日の第4回審査委員会の概要でございます。

なお、この第4回審査委員会の概要につきましても、議事録といたしまして後日ホームページのほうで公開させていただく予定となっております。

続きまして、審査委員会意見書の提出予定についてでございますが、資料では7月下旬頃という形で記載しておりますが、第1回から第3回目までの申請図面による書面の審査、また第4回目の7月25日の現地確認調査も終わりましたので、そこで意見が固まったということで、7月28日に市長宛てに提出のほうをされておるところでございます。その意見書の概要につきまして、本日追加にて配付させていただいております資料、A4の1枚物でございますが、総社市病院施設整備補助事業審査委員会意見書の概要により説明のほうをさせていただきます。

まず、意見書の形式、書式的な部分でございますが、左側に市の求める機能がありまして、そこから右に見ていただきまして、対象となる施設の名称、対象機能の床面積、審査委員会の意見、また補助率という形の記載になっております。

なお、本日は資料の概要版ということですので各機能単位でまとめておりますが、意見書では詳細に1部屋、また1フロアごとに細かく区切りまして対象面積を明確にした上で、審査委員の意見が付されたものとなっているところがございます。医療機器につきましても概要版ではまとめてお

りますが、意見書では1品ごと、品名、用途、数量、審査会の意見という形の形式で記載されています。審査委員会の意見の概要、一番右側のところですが、こちらの詳細のほうの記載のとおりということですが、大きな内容といたしましては、どこをどのような形で補助対象と考えるのか、それは主要施設なのか、共用施設なのか、附則として補助対象とする上で条件を設けるべき事項はどのようなことであると、そういったことが述べられているところですが。また、補助対象面積などにつきましては、資料にありますように、延べ床面積7,606㎡のうち2,350㎡が補助対象床面積と考えられ、補助対象医療機器は22品目と考えられるという審査結果になりました。

なお、意見書にあります対象面積等により補助見込額を試算しましたところ、予算額9億8,000万円を超えますので、補助金交付決定の見込額としましては9億8,000万円になる見込みでございます。

以上が総社市病院施設整備補助事業審査委員会意見書の概要でございますが、この審査委員会の意見を現在提出されております申請に反映させるために、現在長野病院に対しまして補助金交付申請書の修正を依頼しているところでございます。今後、申請の修正が病院から提出されまして、意見書の意見が反映できているものとなれば、補助金交付決定を行う予定でございます。

次に、資料9、18ページにお戻りいただきまして、(2)の関連スケジュールでございます。こちらは申請者側のスケジュールになりますが、7月23日に新病院の内覧会のほうを実施されております。また、8月1日、昨日ですが、移転しまして、開業されたというところでございます。

次に、(3)今後の予定でございますが、長野病院は昨日移転・開業済みということでございますので、今後9月以降を想定しておりますが、補助事業の実績報告書が提出されることになってまいります。この実績報告につきましても、第5回目の審査委員会のほうを開催しまして、建築費や医療機器の購入費など、実際にかかった経費等の書類審査を行いまして、またそれに加えて、その中の機能の実施状況などについても御審議をいただく予定としております。その上で、最終的な補助額の確定を行いたいと考えてるところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山名委員。

○委員（山名正晃君） 御報告をありがとうございます。ちょっと報告書の中でお聞きしたいことが何点かございます。まず、追加資料の中の回復期リハビリテーション機能ですね。これは施設の対象がずらっと載ってるんですけども、この間の7月25日にも議会でも視察はさせていただきまして、その中でリハビリテーション、外のグラウンドですね、ここが含まれてもいないんですけども、これはもともと施設の外、屋外だから含まれていないのかどうかというところと、あと⑤にある災害拠点機能ですね。ここにある多目的室なんですけど、これは別棟の2階のところだったのか、それ

とも本棟にあった会議室のほうなのか。本棟と別棟ではかなり中についでる機能が違ったと思うんです。これは、災害拠点機能としてどっちを対象としておりますか。

○委員長（萱野哲也君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 山名委員の御質問にお答えいたします。

まず、リハビリテーションの関係のことのグラウンドでございますが、そちらにつきましては事業費の中から削除といいますか、抜いております。

また、2点目の災害拠点機能でございますが、こちらは別棟の2階側、こちらのほうを災害拠点機能として選定のほうをさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 山名委員。

○委員（山名正晃君） 承知しました。ちょっと別棟と本棟では結構機能が違って、別棟のほうには酸素の施設はついてなく、本棟のほうにはついていたんです。災害のとき、じゃあここに本棟のほうの多目的室にも市民の方はそこで避難することができますよというふうな説明も受けて、別棟のほうでは避難はできるというふうには聞いておりました。

この災害対策室、ここはあるんですけども、ここも見せていただいて、3部屋でしたかね、災害対策室1、2、3とあって、その途中に女性更衣室というのがあって、こちらは何に使うんですかといった話をしたときに、ここは女性が着替える部屋として使います、災害対策室は宿直の方か何かそこに泊まるように、平時の場合はここを使いますというふうに説明は受けた記憶があるんです。災害対策室がずらっと1、2、間に女性更衣室があって、3というふうな、こういう並びだったんですけども、これは全部女性更衣室も対象にされてるんでしょうか、この場所を、ちょっとそこを。

○委員長（萱野哲也君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 山名委員の再度の御質問でございます。

まず、災害対策室の女性更衣室でございますが、こちらは対象外としております。他の災害対策室1、2、3につきましては、兼用施設という形で対象のほうにしておるところでございます。

また、酸素ですね。酸素のほうにつきましては別棟ということでございますので、ポータブルといたしますか、酸素の吸引の装置、備付けの装置ではなくて、緊急時にはそこへ持ち込んで酸素吸入ができるようにされるということを確認しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 山名委員。

○委員（山名正晃君） 承知しました。あとちょっと二つお聞きしたいんですけども、最初の当初予定していた面積よりかはこれが増えたのか減ったのかということと、あと審査委員会の意見書ですね、これは見るができますか。議事録の公開とともにこの意見書の内容も入れる。それは議会の人間だけでも見たりできるのか、この内容というのは見れますか。

○委員長（萱野哲也君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 山名委員の再度の御質問にお答えいたします。

まず、予算時の面積と現在審査委員会の意見の面積の差ということでございますが、面積自体は若干減っております。ただ、医療機器部分が少し品目等が増えておりまして、申請の段階で少し必要なものというものを精査されて御提出をいただいたといったところかと考えております。

また、意見書についてでございますが、本日お配りしている概要版につきましては、こちらはホームページで公表しようと思っておりますが、本件につきましては、やはり企業の守るべき品質とございますか、そういった詳細というのがある程度見えてくる部分というのはございますので、こちらは、前回も申し上げたように、非公開とさせていただきたいと考えているところでございます。

○委員長（萱野哲也君） 他にありませんか。

副委員長。

○委員（溝手宣良君） 失礼します。この病院施設整備補助事業なんですけど、補助事業の補助の対象は、我々も十分承知をしておるんですけど、必要な機能の中の延べ床面積と医療機器に対して補助をされるもので、これは承知をしておるんですけど、ちょっと確認なんですけど、この補助をする目的は何だったかというのをちょっと再確認させていただきたいんです。例えば、2次救急機能というものがこの補助項目の中の大きなウエートを占めているというふうに思うんですけど、この2次救急機能というのは、どの程度の2次救急機能をしていただくということを総社市としてお願いして、それを実施していただけるのが目的となっているのかというところの確認です。先ほどの説明にもありましたように、ハード面では十分な施設になってるんだろうというふうに思います。ソフト面のほうが心配でございます。例えば、昨日開院されたんだと思うんですけど、それで合ってると思うんですけど、ということは、昨日の時点から2次救急というのはスタートしているんだろうというふうに思うんです。そうすると、では昨日の時点で2次救急に十分対応できるだけの医師、技師、看護師というものが常駐していたのか、今後のその計画はどうなのかといったところをチェックされているのかどうかといったところが気になります。昨日開院なので、いきなり昨日のことをつぶさにはまだ御承知ないだろうと思いますが、今後どの程度の、言葉はきつめですけど、監視をされていくのか。と申しますのも、実は非常に気になることがございまして、僕は当日行けなかったんですけど、内覧会に、内覧会に行けなかった議員のところにも親切にこのパンフレットが配られておりまして、私もこのパンフレットを拝見したんですけど、このパンフレットの見開きの地域の救急医療、災害医療といったところの項目の中に、24時間、365日の1、2次救急医療を目指して救急診療を再開と書いてあるんです。目指してもらっても困るんですよ。確実な実施をしていただかなければならないんです。なので、そのあたりのソフト面ですよ。先ほども多分審査会からも意見が出ておりました、2次救急対応のできる医師、そしてその看護師、そしてその技師ですね。医療機器がたくさんあっても、2次救急で急な検査が必要といっても技師がいなければその医療機器は使えないので、そういったところのソフト面がきちんとできているのかどうかをどのようにし

てチェックしていくのか、現時点でチェックができていのかどうか、そのあたりをちょっと詳しくお伝えください。

○委員長（萱野哲也君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 溝手副委員長の御質問にお答えいたします。

まず、補助要綱の中の2次救急というところがございますが、補助要綱の中で申しますと、救急病院等を定める省令に基づき、岡山県知事が告示している病院であって、救急隊により直接搬送される、または初期救急医療機関から転送される傷病者への初期診療及び応急処置を行い、必要に応じて入院治療を行う病床を有する施設機能をいうということでございます。それとあと、救急の体制というところがございますが、この条件にあります救急告示病院というものに昨日付で岡山県の公報のほうに告示されておりますので、しっかりとその辺の体制のほうを岡山県のほうでも確認のほうはされて告示を下ろしてスタートされているといったことになっております。また、実績でございますが、今日は朝消防のほうに救急の実績が昨日あったかどうかを確認しましたところ、昨日1名の救急搬送があったという形の報告のほうをいただいております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） では、岡山県知事認可、県の認可でされてるからもういいんだという、総社市としては特にチェックしないという認識でよろしいんですか。

○委員長（萱野哲也君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 溝手副委員長の再度の御質問でございますが、スタート時という形の話としまして、そういった体制でスタートしてるといったところがございます、その後についてもしっかりと事務の継続というものも要綱のほうには書かれておりますので、そういったところは我々としても確認はしていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 御承知と思いますが、今国全体として働き方改革というものが推進されており、当然医師にもそれが来年度から厳格化というか、きちんと採用されるような。当然それは医師だけでなく、看護師にも、技師にも当然そうなんです、物だけ作って、実際には人が足りずに対応できないというのが一番無駄なというか、恐らく叱責を受けるところだと思います。そのようなこともチェックせずに、物だけ作って、はい、オーケーなんかというような叱責を、責めを受けるようなことになってしまうのが一番避けなければならないことになるだろうというふうに思います。なので、医師、看護師、技師というものがきちんといて、しかもこれだけの金額の補助を単市で行ったわけですから、かなり高い意識でもってチェックをする必要はあろうかと思っております。それだけのチェックを受けるのが嫌なのであれば、別にそこは申請を取り下げいただければ済む話だろうとは思っております。これは、かなり大きな事業です。皆さんもそういう認識があろうかと思

いますので、ここはきちんとお願いしたいと思います。特に心配なのが、今ここではっきり申し上げますが、例えば入院施設がありますので看護師は常にいらっしゃると思うんですが、その看護師が救急患者が来たときに急遽救急対応するようにはなっていませんから、御存じだとはもちろん思いますが、そのような体制で看護師が足りていますよというようなことにならないように、これは以前に、金額は違いますけれど、2次救急として補助を出した病院において実際に起きたことではありますが、その際にはかなり強い態度でもって総社市は対応されていらっしゃると思いますので、当然今後の長野病院、薬師寺慈恵病院にも厳しくそこは臨んでいただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○委員長（萱野哲也君） ありますか。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（上田真琴君） 溝手副委員長の御質問にお答えいたします。

御意見をありがとうございます。

こちらの資料にも記載のとおり、審査委員会については、また9月以降におきまして実際の運営状況等もその機能の状況をしっかり確認した上で補助を実施していく予定でございます。また、今後も継続的に状況のことを確認していく予定です。あと、体制についても、審査委員会で今回3回行った中でもそれをいただいております、引き続き専門家の意見も見ながらしっかり協議してまいります。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） ありがとうございます。くどいようですが、本当にこれから人の確保というのが非常に困難になってこようかと思えます。そこに対してそれだけの補助を打ってるんですから、これで確かに補助の対象は建物、機器であったかもしれませんが、そこを補助した分だけ人的にも金銭的余裕が生まれるはずで、補助がなかったことを思えばね。ですから、そのことは考えてなかったんだというようなことにはならないので、必ず人が足りないからこの機能が維持できませんということに陥らないようによろしく願いいたします。もし仮にそれでも、どんなに努力をしてもそのようなことに陥る可能性はもちろんあると思います。でも、そうなったときにも厳しい態度で臨んでいただきたいと思えますし、これが今後薬師寺慈恵病院についても同様ですし、また機能が違うとはいっても、森下病院にもそのようなことをされてるわけですから、一緒だと思うんです。総社市の皆さんの貴重な税金で補助をしているのですから、その機能の充実が滞ることのないように、よろしくお願いしたいと思います。

○委員長（萱野哲也君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（上田真琴君） 溝手副委員長の御質問にお答えいたします。

ありがとうございます。今回の補助要綱においても遵守事項というのが設けられておまして、補助事業者は対象機能を確実に提供する体制を維持するということも設けられておりますので、そ

の規定に基づき、まず我々としては、市民の皆さんにしっかりこういう機能を提供するということが最も大切だと思いますので、そこはしっかり提供されるように病院のほうと確認であったりをし
っかりしていきたいと思ひますし、もしそれが本当にできないというような状況がありましたら、
補助要綱の中にも決定の取消し、補助金の返還等という規定もございます。そういうことに至らな
いようにするのがまず第一でございますが、そうしたところもありますので、しっかりと対応して
まいりたいところでございます。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） ないようなので、私から1件だけ。

報告事項なんで、ここはどうなってんだ、あんなってんだということは聞きません、ちょっと確
認だけ。

病院が移転しましたよね。移転したときのことなんですけど、患者の搬送に救急車を使われまし
たよね。

総社市の救急車を使われたって聞いてるんですけど、その法律的な根拠を教えてほしいと思
って。だって、救急車って緊急性がないと駄目だし、仮に病院からの病院搬送だとしても、救急車
を使う理由がないんだと思うんですけど、それを使ったんだったら、それなりに法律的な根拠があ
って、患者を古い旧病院から新しい病院へ運んだと思うんですけど、それは動かしたのは誰なん
ですか。そこが違ったらいいですよ。全然知らない。消防が勝手にというか、消防だけの中でやられ
たことだったらいいんですけど、ちょっと救急車を使って患者を運んだということをお聞きして
るんですけど。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（上田真琴君） すみません。今回の件は、ちょっと我々としては詳細を承知して
おらず、消防のほうで直接に判断をされてると思うんですけども、ちょっと消防のほうに確認を
させていただきたいと思ひます。

○委員長（萱野哲也君） ありがとうございます。

そういう事実があったみたいなんで、救急車が一民間の病院の救急的なことでもないのにそうい
うふうなことがあるというのは、何か法律的な根拠があるはずなんですよね。消防法も転院搬送に
おける救急車の適正利用についてというふうに、政府も厚生労働省の方……。ああ、これは総務省
か、失礼。救急搬送に関する、東京都は条例に書いていて、こういうことは駄目ですよ、転院搬送
も駄目ですよというふうになっていたんで、その辺もこれは病院に関わることなんで、ちょっと保
健福祉部とも連携を取ってやらないと、消防が勝手にそれをやりましたよということになってた
んだったら、これは縦割りで全然いいことにならないんで、その辺をちょっと連携を取って、確認も
含めて今後やってください。

以上です。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（上田真琴君） 御指摘のとおりで、消防と連携して確認させていただきます。

○委員長（萱野哲也君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） これをもって、質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

しばらく休憩します。約10分。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時49分

○委員長（萱野哲也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、調査事項の(2)、放課後児童クラブについての調査に入ります。

では、当局の説明を願います。

学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） それでは、調査事項(2)、放課後児童クラブについて御説明いたします。

資料の2ページを御覧ください。

市内13の小学校区にある放課後児童クラブの定員と在籍児童数、また欠席ローテーションの状況をまとめたものです。クラブの名前に小学校名が入っているところが多いですが、真ん中より少し上のあたりにマザー・ブース、これは中央小学校区です。下から六つ目にある放課後児童クラブおひさま、これは昭和小学校区にあり、維新小の児童も利用している放課後児童クラブです。やまっこ児童クラブは、山手小学校区の児童クラブとなっております。

数字の中の括弧の数字は長期休業日のみの利用者、斜線の場所は申込み時に受付を制限している学年となります。特に、昨年度末に移転新設した一番上の総社ひまわり児童クラブは、これまで1支援単位で定員が100名でしたが、4支援単位で160名の定員となり、受入れが3年生までだったものが4年生までとなったことに加えて、欠席ローテーションのほうも解消されております。また、下から二つ目のきよね放課後児童クラブも、これまで1支援単位で定員50名でしたが、今年度から2支援単位で定員85名となり、3年生までの受入れというところは変わりませんが、利用日の制限を解消したということ、そして3年生までの希望者に対して入所をお断りすることなく受入れのほうが増えております。このように、昨年度から今年度にかけて受入れのほうが増加したところもありますが、表の一番右にありますように、欠席ローテーションを実施しているクラブもあります。特に、下二つの総社東キッズクラブと阿曾鬼の城児童クラブの欠席ローテーションは、本年度からということになっております。

説明は以上です。

○委員長（萱野哲也君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山名委員。

○委員（山名正晃君） こちらのほうでお聞かせをいただきたいんですが、今は定員に対して在籍の児童数が結構超えてるところが今ざっと見ただけで6箇所あると思います。これは全体的にも言えることなんですけども、入所の申込みがあって、それをちょっと入れないんですというふうにお断りをされているクラブはどれだけあって、どれぐらいの数の方がお断りされているのかと。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 山名委員の御質問にお答えいたします。

今年度初めに入所をお断りした児童クラブは二つあります。ときわたんぼぼ児童クラブ、ここが年度初めに32名の方にお断りをしております。それから、もう一つがやまっこ児童クラブ、こちらが5人の方をお断りしております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 山名委員。

○委員（山名正晃君） ありがとうございます。ちょっと今数をお聞きして、常盤小学校区はもちろん、山手小学校区もそうなんですけども、お断りをされてる方がいる状況なんですけども、これは理由として施設が足りないんだとか、人手が足りないんだとか、どういう理由でこれはお断りをされているのか、ちょっとそちらの理由もお聞きします。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 山名委員の再度の御質問にお答えいたします。

施設のことが大きな原因かと思っております。32名をお断りしたときわたんぼぼ児童クラブですが、そのうち3名の方は、長期休業の放課後児童クラブであるレインボー児童クラブのほうで受入れをさせていただいております。ほか1名の方は、総社北小学校の学童へ広域利用ということで行っておられます。残りの28名の中で、おじいちゃん、おばあちゃんのほうに見てもらおうということで待機の辞退であったり、その後転校が決まったりということで、現時点では16名の方が待機ということになっております。

また、やまっこ児童クラブの5人の待機ですが、年度途中で退所される方もいらっしゃるので、このやまっこ児童クラブの5人は8月からは入所ができるということで、8月からは待機がないという状況になっております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 山名委員。

○委員（山名正晃君） 分かりました。山手小学校区のほうは解消ができそうだとということですけども、今もお聞きして、常盤小学校区のほうはかなりの数の方が入れてない状況が続いてると認識をします。さらに、欠席ローテーションも実施をされた上でのその状況ですので、かなりここ

へ、働きに出てないとか、祖父母の方にお預けをしてると思うんですが、希望があったら、できれば受入れができるのが一番理想だとは思いますが。ここのところに関して今後どういうふうにしていくのかというところのお考えがあるのであればお聞かせいただきたいというところと、ほかのところでもそうなんですか、4年生以上を取ってたり取ってなかったりというのがあると思います。このところなんですが、例えば総社北小学校区のほうを見てると、4年生、5年生、6年生でも希望があって入っている方もいらっしゃる。ほかのところは、そもそも受入れをしてないというところがあります。総社ひまわり児童クラブでしたら、長期休業のときだけは5年生、6年生はいますよというところがありますが、やはりここのニーズはあるというふうには感じられるんです。常盤小学校区の待機をどう解消していくのかということと、全体的に4年、5年、6年を受け入れられてないところ、斜線のあるところ、ここを今後どうしていくのかという二つちょっとお考えを聞かせていただきたいです。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 山名委員の再度の御質問にお答えいたします。

まず、待機児童のほうであったり、欠席ローテーションの問題から4年生の受入れにも関わってくると思うんですが、児童数の推移、今後の数を見たときに課題になるのが常盤小学校区、そして中央小学校区、それから総社東小学校区、この三つが今後の児童数の推移を見たときに課題だとこちらも捉えております。ですので、この三つの放課後児童クラブについては、今後また委員の皆様にも相談をさせていただこうと思っておりますが、増築であったり新築、そういったことも考えていけないと思っております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 山名委員。

○委員（山名正晃君） 分かりました。これから子どもが多分増えてくる地域だとは思っております、1年生の数が多いというふうなものもありますし。今この児童クラブを運営されてる方のほうからもそういう要望があるという、保護者の意見もあると思うんです。その運営をされてる方もあると思います。そこら辺のところというのをしっかり話を聞いて、今後増築をしていくのか、新築をしていくのかというところもしっかり話合いの場を持っていただいているとは思いますが、今後もしもそういうしっかり話を聞く場を持っていただくことがちゃんとしっかりできるかどうか、ちょっとその点を聞かせて。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 山名委員の再度の御質問にお答えいたします。

実際、要望書のほうを提出いただいているクラブのほうもあります。こちらとしても、しっかり話合いも進めて、今後のことを検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 他に質疑はありませんか。

副委員長。

○委員（溝手宣良君） すみません。皆さんもニュースで御存じだと思いますけど、滋賀県の長浜市で小学校1年生の男児がプールで学童保育の活動中に溺れて亡くなるという大変痛ましい事件があって、そのことについて全国の学童保育を対象にプール活動に関する実態調査を行うと、小倉少子化担当大臣が7月28日の記者会見で表明されたと思うんですが、これは都道府県を通じて調査をするということだったんですが、これは実際総社市内の学童保育でもプールを利用しているようなところがあったりするのかな、またそういったところが仮にあったのであれば、この事故を受けて何か対応というか、確認というか、そういったことをされたのかどうか、ちょっと教えてください。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 溝手副委員長の御質問にお答えいたします。

国からの調査は、今まさに総社市にも来ていて、今各放課後児童クラブにお願いしているところです。かつて夏休み期間中に学校のプールを開放していたときには、放課後児童クラブのほうでも利用があったというふうにこちらも把握しておりますが、今夏休み中に小学校のプール使用も以前のように行っていないという実態があります。それに伴って、放課後児童クラブのほうのプールの使用状況については、調査を待ってこちらも把握をするような状況になりますので、すみません、今ちょっと把握ができていないので、お答えできません。申し訳ございません。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） では、また調査の結果が分かったら何らかの形で教えていただけたらありがたいかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 溝手副委員長の御質問です。

調査の結果が分かりましたら、またお伝えできればと思っております。そのときにはよろしく願いいたします。

○委員長（萱野哲也君） 他にありませんか。

副委員長。

○委員（溝手宣良君） 放課後児童クラブが小学校の敷地内に建設されてるところが多いと思うんですけど、保護者の皆様が送り迎えをされるときに、何かマニュアルとか、ここに着けて駐車して、このように通わせてくださいとかという決まりとかをきちんとつくってらっしゃるのかなど。割と、朝とか、長期休暇中であれば朝から、そうでなければ夕方の、いずれにしても保護者の方からすれば大変忙しい時間帯に送迎をするということが重なるので、放課後児童クラブに限ったことではないんですけど、送迎のときはかなり駐車、または車の運転のマナーがどうかと思われるような方もいらっしゃるような印象を受けるので、そういったところの対応であったりというものはどのようにされていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 溝手副委員長の御質問にお答えいたします。

駐車場についてですが、それぞれの児童クラブのほうで場所の指定などはしております。それに伴ってマニュアルがあるところまでは、すみません、確認はできておりませんが、それぞれの実態に合わせて児童クラブのほうで声かけのほうはしております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 承知をしました。これが、時々聞く痛ましい事故で、保護者であったり祖父母であったりが車を動かしているときに子どもを踏んづけるというか、はねてしまうといったような事故が実際にありますし、そういったことがこういった放課後児童クラブとかでないように、そういった送迎にも細心の注意を払っていただきたいなという思いがありますので、よろしく願いいたします。

○委員長（萱野哲也君） 山名委員。

○委員（山名正晃君） もう一つなんです、先ほどのちょっと溝手副委員長とかぶるところがあるんですが、車の問題ですね。特に、総社小学校のところなんです、以前に新しくなるときにも質問をさせていただきますが、あそこの出入りのところはちょっと結構車が詰むんで、どこか対策をするんですかって言われて、そのときは特に検討はしないという話ではありました。ですが、やはりあそこのところは、国道180号から曲がってきて総社小学校に入りたい車、あとは踏切を越えてきて国道180号に出たい車、あそこのところで既に校門の前がいっぱいになります。国道180号から入ってきて総社小学校に入りたい車がそこで止まってしまうと、国道180号まで車がずっと詰むわけです。別に、特に小学校の前にこれだけ空けてください、ここはちょっと入り口があるんで空けてくださいという注意書きとかもないんで、あそこは出る車と入る車でいっぱいになってます、実際のところ、今行くとあそこの車の通りもかなり多くはなってますので。ああいうところで、先ほども増設、新築をやっていくんだという検討をしていただくというのがありましたが、こうなると、迎える車が増えてくるんですね。ほかのところも人数を増やしたり、4年生、5年生、6年生を増やしたりした場合、増えてくると思う。そのときに注意書きを何かするとか、確かにそここのところに職員の方が誰か立ってくれというのは難しいとは思いますが、ちょっとそこら辺で呼びかけですとか、道路へ何かをできるのであれば、それを警察の方をお願いするであるとか、それをやっていかないと、あそこのあたりはかなりの交通量がとんでもないことになっておりますので、そこも併せてですんで、今後のちょっと対策を考えていただきたいと思うんですが。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 山名委員の御質問にお答えいたします。

総社小学校ですが、放課後児童クラブが敷地内にできる前から、特に保護者の児童の送迎があるときには、県道と国道180号線のところの混雑が以前からあったところなんです。ですので、放課後児童クラブができてからは、特に駐車場内も含めて混雑は悪化しているという状況はあります。放課

後児童クラブとしては、家が近いおうちの方は徒歩で送迎をというような声かけもさせていただいております。ただ、今聞いておりますのは、地元の方が信号であったり道路標示などを警察のほうへ要望を直接行われるというふうに聞いております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 山名委員。

○委員（山名正晃君） 地元からも要望が出てるとするのは、そのとおりだと思います。あそここのところが、地元の方が分かればいいんですけども、それ以外の方が学校の前をどうしても塞いでしまう。車が1台出入りするだけ空けていただければ多分スムーズにはいくとは思いますが、なかなか難しいと思うので、市としてもそれが警察にお願いできるのであれば、そこもちょっと見ていただきたいなと思います。これは、総社小学校だけにかかわらず、常盤小学校もそうだと思いますし、車の出入りも激しくなってきますし、ほかのところも送迎のときにそういうのがあると思いますんで、これは全体的な課題というか、問題の共有というか、そういうのもやっていくべきかなと思うんです。そここのところも、放課後児童クラブ全体でやっていただけるようお願いします。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 山名委員の再度の御質問にお答えいたします。

総社小学校の放課後児童クラブのことについては、何か看板をつけるというような計画は、今は特にございません。そのほかの放課後児童クラブについてですが、今現在は特に保護者であったり、放課後児童クラブのほうから困っているというような声は聞いていない状況であります。今後受入れの人数を増やしたときには、そういった駐車場のこと、用地のことも合わせて考えていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 他にありませんか。

深見委員。

○委員（深見昌宏君） この資料2を見る限り、何が問題なんかなというふうに僕は感じるんですけど、要は、先ほど各委員のほうから言われたように、拒否をされる、入れない、最初から入れない。これは、ときわたんぼ児童クラブが一番、32名を拒否してる。ただこれは欠席ローテーションをやっておりながら、じゃあ32名を新しくお願いしますと言ったときに、その枠組みにも入れる最初から拒否をしているという認識でよろしいんでしょうか。そうですね。要は、既存に来られる子どもたちが、欠席ローテーションをしていただきながら来てるけど、じゃあ新たに来る、この32名の方が入りたいと言ったときに拒否される。欠席ローテーションをやってもいいから入らせてくれというような方はおられないんですか。それで、なおかつそれも含めて、もう駄目ですよというふうになってるんですかね。これは、やまっこ児童クラブは多分5名だけの受入れで、これは欠席ローテーションをまだやってないから、それはそれで理由は成り立つんかなと思うんですけど、

欠席ローテーションをやりながら、なおかつそこにも入らせていただけないというのは、今後のことも含めて、説明をお願いします。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 深見委員の御質問にお答えいたします。

ときわたんぼぼ児童クラブですが、欠席ローテーションを学年を問わず実施をした上で受入れができていないという状況になっております。

○委員長（萱野哲也君） 深見委員。

○委員（深見昌宏君） 学年を問わずというのは、これは、4年生、5年生、6年生は最初から受入れをしてないという中で、4年生、5年生、6年生も児童クラブに入りたいという方が結構おられるんですかね。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 深見委員の御質問です。

すみません。ちょっと説明がよくありませんでした。1年生から3年生の全ての学年で欠席ローテーションを実施をしているということです。4年生、5年生、6年生は受付自体をしていないので、入りたいという声は届いていないという状況です。ですので、もしかすると、聞けば、4、5、6年生の中にも入りたいという方がいらっしゃるかもしれません。ただ、こちらでそれは把握ができていない状況です。

○委員長（萱野哲也君） 深見委員。

○委員（深見昌宏君） 苦慮されてるのはよく分かります。私も、数名の方々から、市外から転居してこられた方々から総社の子どもに対する行政を確認されて、総社市は子どものためにしっかりやっていたらいい。これは、5年以上前の話になるんですけど、いまだにまだ続いているんですけど、常盤地域に入って学童に入れたいんですけど、これをどないかならんか。欠席ローテーションでもええからそういうところへ入らせていただければ、欠席する日はお願いできるというようなこともお聞きしてるんですよ。今日は、これは総社市の施策として、市外から移住とか転居してこられる方々に対して大っぴらにはすごい施策をやってるんですよって言いながら、なかなかこの常盤のことだけに関してはいまだに改善できてない。これは、ちょっとどないか、人と建物ということがあると思いますけど、どうにか改善する方法はないんですよ。

○委員長（萱野哲也君） 教育長。

○教育長（久山延司君） 深見委員の御質問にお答えします。

数字に表れているように、ときわたんぼぼ児童クラブが圧倒的に厳しい状態にあります。これを解決するのは、欠席ローテーションレベルでは解決できません。これについては、市長にもこういう状況というのは説明した上で、増築も含めてというか、増築に関して検討しているところです。これはかなりお金もかかることですので、議会にも相談させていただきながら進めていき、できるだけ早急にしていく必要があると思っております。中央小とか、それから東小についても、常盤小ほど

ではないけど、そういう状況がありますので、これらについても方法としては増築していくしかないかなというふうに思っております。今後また相談させていただきますので、よろしく願います。

(「ありがとうございます」と呼ぶ者あり)

○委員長(萱野哲也君) 他にありませんか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(萱野哲也君) ないようでありますので、この際私より申し上げます。

本件については、さらに調査を行う必要がある場合は、委員間で自由討議を行う場を持ちたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(萱野哲也君) それでは、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、本日この程度にとどめたいと思います。

次に、調査事項の(3)、総社はばたき園についての調査に入ります。

では、当局の説明を願います。

こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長(浅野竜治君) 失礼します。調査事項(3)、総社はばたき園について御説明いたします。

資料の3、3ページのほうを御覧ください。

最初に、1としまして、経過でございます。昭和44年になりますけども、知的障がい者通園施設として総社学園が開園しまして、平成13年4月に新園舎の完成とともに、就学前の児童を受け入れる施設として「総社市立総社はばたき園」となりました。そして、平成24年4月に児童福祉法改正によりまして「児童発達支援センター総社はばたき園」として新たにスタートしたということでございます。

2の運営委託になりますけども、指定管理者として、総社市社会福祉事業団のほうに運営委託しております。平成18年度から令和7年度末までということで、現在4期目となっております。

続きまして、事業内容につきましては、児童発達支援、それから障がい児相談支援、保育所等訪問支援事業、ペアレントサポート事業のほうをやっております。地域活動の一環として、その他いろいろ会場提供等も行いながら伸ばしているところでございます。

4、利用児童数でございますが、現在定員30名に対しまして35名の児童が利用しております。内訳ですが、男の子が今26名、女の子が9名であります。年齢別に見ますと、2歳児が2名、3歳児が8名、4歳児が13名、5歳児が12名となっております。

最後の5の職員の状況でございますが、上から施設長、副施設長、それから事務局長を含めて、表に記載のとおりでございます。現在、常駐している職員については、育児休業中の1人を除きま

すと、24人の職員が在籍しているという状況でございます。

現在のはばたき園の状況ということでお話しさせていただきますと、今現在ですと、職員同士の関係は良好であると。また、それから事務局長等が面談を全ての職員とやっているということでございまして、最近では本当にふだんから相談しやすい職場環境づくりに努めているというところでございます。はばたき園の現状について説明させていただきました。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） これより、質疑に入ります。

質疑をお願いいたします。

溝手副委員長。

○委員（溝手宣良君） 今御報告いただいたように、以前の問題があったんですけど、それは現在は非常に良好であるというような報告を受けて、安心をいたしたところでございます、今事務局長と職員の皆さんが、それぞれ1人ずつ面接をしているといったところで。では、今はあのとき、あのときという表現が正しいかどうかは置いておいて、あのときに実施しておった、当時の教育部長が講義に行ったりであるとか、当時の政策監も行かれましたかね、そういったことは、もうされていないということによろしいんですかね。

○委員長（萱野哲也君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（浅野竜治君） 失礼します。溝手副委員長の御質問にお答えします。

約4年前だったと思いますが、その当時は頻繁に状況も伺うためにお伺いさせてもらってますが、今は私のほうは時々というか、様子のほうはお伺いには行っておりますが、本当に落ち着いた状況というのは感じられます。また、事務局長と施設長のほうも今ちょっと数年前とは変わってきて、すごい雰囲気は本当にいいなと感じておりますし、事務局長、施設長ともしっかり職員との間を取り持つとともに、御自分からも施設内をよくというか、現場に入っていたり実際にされてるんですけども、そういったことがありますので、そういった今大きな問題がありませんので、頻繁にはあれですけども、私どもは何回かは訪問はさせていただいております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 承知をしました。今の御説明を伺っても非常に良好な状態であるということで、非常に安心をさらにいたしました。ありがとうございます。ただ、一つ僕が心配なことが、そうはいってもありまして、このはばたき園というものがここへ一つしか園がないので、ここで働かれる方って基本的にここしか知らないという状況になってしまうのかなということがあります。時々入れ替わりは職員の中でもあるんでしょうけれど、いわゆる例えば市役所の中でも人事異動で違う部署に移ったりして風が変わるといえることがあると思うんですが、ここはずっと固定されてしまっていると思うので、そういったところで何かいいアイデアというか、そういうものを実施しないほうが、今のようによくなっているのであれば、それでいいんだと思うんですが、今はでも施設長

と事務局長が変わってというようなこともあったような気がしたので、そういったような新しい風が時には入るという環境も必要なのかなというふうに思います。そういったところで、何か今後方針があれば、お聞かせいただきたいとします。

○委員長（萱野哲也君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（浅野竜治君） 失礼します。溝手副委員長の再度の御質問にお答えいたします。

確かに、はばたき園の中で人員のほうは固定しているということで、幾らか人事異動的なものがあればという御質問だと思うんですけども、現状からいいますと、先ほど言いましたように、施設長、それからまた事務局長、それから我々も頻繁にお邪魔する中で、必要とあれば考えていかないといけないのかなと思いますが、現状から見ますと、大きな問題はないのかなと今考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 本当に今非常に良好な状態ということで、それはもちろんよくって、そこを心配してるんじゃないですが、そういうことも過去にあったので、何か事が起きてから対応するというよりは、そういうことが起きないように策を弄するほうがいいのかというふうには私として思っております。ただ、必ずこうしてください、こうしてほしいというふうに申し上げておるわけではなく、引き続き良好な状態が保てるように鋭意努力を続けていただいて、早め早めの対応、柔軟な対応、そういったものをお願いしたいというふうに思っております。私の案としては、そういった人事異動的なものがあったとしてもいいのかと、ちょっと提案として申し上げさせていただいてございまして、そうしてくださいという話ではございませんので、これからも引き続きいい状態で、安心して保護者の方も、利用者の方も通える、通わせられる園にしていっていただきたいとします。よろしくお願いたします。

○委員長（萱野哲也君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（浅野竜治君） ありがとうございます。引き続き、はばたき園ともいろんなことの情報共有しながら、私自身も含めてですけども、しっかり現場のほうを見させていただいて、当然問題があれば、それは市のほうにもそういった情報があればということで職員が見ていくことも可能ですので、そういったことでいい職場づくりを今後進めていくように、我々も一緒にやっていきたいとします。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 他にありませんか。

深見委員。

○委員（深見昌宏君） いろいろお世話になります。

子どもが今30名定員の35名入所されてる。これへ入りたいんだけどという待機されてる児童がお

られるんでしょうか、そこら辺をちょっとお聞かせください。

○委員長（萱野哲也君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（浅野竜治君） 失礼します。深見委員の御質問にお答えします。

今のところ、入りたくて入れないという方は、今お聞きしておりません。ですので、定員30名のところに今35人までということで、今はいっぱいですということ把握しております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 深見委員。

○委員（深見昌宏君） 30名のところを35名は、これはオーケーですか。

○委員長（萱野哲也君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（浅野竜治君） 深見委員の再度の御質問にお答えします。

定員30名ということなんですけども、本来であれば当然定員を超えないほうがいいんですけども、これは県の指導監査もあるんですが、本来であれば定員なんですけども、地域にそういったセンター機能としてなければ定員を超えてもいいというような指導を受けております。1日の中で定員に対して一時的に150%ぐらいになっても構わなくて、1箇月の平均で30人、120%までにはなるように考慮してくださいということで、県のほうは本当に助言程度でのことで、定員を超えても一応問題はないという認識でございます。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 深見委員。

○委員（深見昌宏君） すみません。人数的なことはよく分かりました。総社市内の子どもたちは何人ぐらいおられるんですか。

○委員長（萱野哲也君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（浅野竜治君） 失礼します。深見委員の再度の御質問にお答えします。

35人中、総社市在住の方が33人いらっしゃって、ほかの2名の方が市外になります。

○委員長（萱野哲也君） 深見委員。

○委員（深見昌宏君） 市外からの受入れもあるということで、これは以前は待機されとる方も多少おられたように思うんですけど、先ほどの答弁で待機はいないということで、安定されておる。今後、要は、子どもに関わることなんで一生懸命やっていっていただきたいと、そういうように思います。これは答弁よろしいですから、ありがとうございました。

○委員長（萱野哲也君） 他にありませんか。

山名委員。

○委員（山名正晃君） 調査事項というのは、はばたき園のことに関していい機会ですので、ちょっと聞かせていただこうかなと思っております。

はばたき園に関して、今この事業の中で保育所等訪問支援事業というのがあります。保育所に行ってからいろいろどういふことをされてるのかなというのをまずお聞かせいただけますか。

○委員長（萱野哲也君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（浅野竜治君） 山名委員の御質問にお答えいたします。

保育所等訪問支援事業については、保育園等において集団に入りにくい子どもへの支援をまずしてるといってでございます。要望があれば、各学校・園にお邪魔するというので、基本的には関わり方というか、そういったことについてどうしたらいいかとか、そういったことについて専門的助言を行ったりということでございます。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 山名委員。

○委員（山名正晃君） 専門的助言を行っているというのは、職員の方に対してなのか、保護者の方に対してなのか、ちょっとそこはどちらですか。

○委員長（萱野哲也君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（浅野竜治君） 失礼します。山名委員の再度の御質問にお答えします。

基本的には、園の先生方への指導ということになります。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 山名委員。

○委員（山名正晃君） そこで、幼稚園ですとか、保育所ですとか、そういう子どもたちの関わりに関して助言をしているという状況なんですけど、例えばここはちょっとそちらのはばたき園のほうで療育を受けるほうがいいのかというふうには、どうやって判断をしていって、例えばです、例えばです、やはり途中で入る子というのがいると思うんですけど、保育園や幼稚園に行っていて。この子はちょっと関わりができない、じゃあちょっと途中からは入りますが、はばたき園に行こうと。いったら、そのはばたき園に対する、そこへ入るまでのプロセスというんですかね、そういうところははばたき園はどういうところを担っているのかということなんです。ここは、総社P E Cもちょっとここは所管ではない、担当部署ではないというのはあるんですけど、2歳児から受けられるプレ教育ですので、このところから例えばはばたき園のところへ、じゃあちょっとはばたき園に行ったほうがいいのか療育が受けられますよというふうにする、このところというのは、はばたき園に対してどうアクセスしていくのかというのをちょっとお聞かせいただきたい。

○委員長（萱野哲也君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（浅野竜治君） 失礼します。山名委員の再度の御質問にお答えします。

これは、訪問した中で、実際に集団生活なりコミュニケーションがちょっとどうかなという子がいた場合ということで、どう関わっていくかということなんですけども、先ほどお話がありました2歳児でのP E Cというのでも、この子はどんな特性があるのかということと、どう対応するかというようなアドバイスのことも総社P E Cのほうでもされます。そういった中で、保健師も関わってきますし、施設の方、それからのはばたき園職員ですね、そういったところで話合いの上、協議の上、はばたき園ということになれば、手続を進めていくようなことがあるかと思うんですけど、現状

今手続は私自身もちょっと踏んだことがまだないんで、あれですけども、基本的にはそうならば、療育の関係の福祉サービスですね、そういったことについて申請をまずしていただいて、はばたき園なのか、その他の障がい児の通所施設がいいのかということでの判断ということになってこようかと思います。それから、一応ケースというか、そういったことも含めて、事業所の方とも関わっていきながら、総合的に施設のほうも通所のある施設を考えていくことになるかと思います。

○委員長（萱野哲也君） 山名委員。

○委員（山名正晃君） それで相談支援というところからつながっていくのかなとは思いますが、ここでなんですけど、保育所とか幼稚園と違って、3歳になってきて、総社P E Cを受けられるのは2歳なんです。このはばたき園自体は、先ほどの今の利用児童数の中でありましたけど、2歳から入れるというのがあって、これが早めに入れるか入れないでかなり変わってくると思うんです。P E Cを受けてから判断されたら、それは3歳児から入ってきます。これは、はばたき園自体が2歳から入れるという情報というのは、実はあまり広まってないというか、3歳児からというようなイメージもあって、実は2歳から早期療育を受けられるのであれば受けられるんだよというのが、この情報があまり広まってないような印象を受けるんです。ですので、このはばたき園、保育所とかの訪問支援事業からつなげる、プラス2歳から入園できるということをもっと広くやるべきじゃないかなという話なんですけど、これに関してちょっとはばたき園としっかりと連携をしていただけますでしょうか。

○委員長（萱野哲也君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（浅野竜治君） 山名委員の再度の御質問にお答えします。

現状は2歳からということで、確かに最初の頃はよく周知はされてたかと思うんですが、今ですと3歳からという印象というか、イメージが強いのかと思いますので、これについては、はばたき園とも協議のほうをさせていただいて、ちょっともう少し周知といいますか、広報についてはやっていきたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（萱野哲也君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） ないようでありますので、この際私より申し上げます。

本件についてさらに調査を行う必要がある場合は、委員間で自由討議を行う場を持ちたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） それでは、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、本日この程度にとどめたいと思います。

次に、調査事項の(4)、神在小学校におけるコミュニティ・スクールについての調査に入ります。

では、当局の説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） それでは、調査事項(4)、神在小学校におけるコミュニティ・スクールについて御説明いたします。

資料は、4ページからとなります。

まず、コミュニティ・スクールがどんなものかについてですが、これは学校運営協議会を設置した学校のことをコミュニティ・スクールといいます。その学校運営協議会というものは、保護者や地域の方の意見を学校運営に反映し、地域とともにある学校づくりを実現するための仕組みということになります。つまり、学校運営を学校だけで行うのではなく、地域とともに目指す子ども像を共有し、地域と学校が一体となって子どもたちを育てていこうというもので、4ページの下図がそのことをまとめた図となっております。この学校運営協議会の設置につきましては、平成16年度に地方教育行政の組織及び運営に関する法律、この法律が改正されて制度化されております。その後、設置の促進を図るために、平成29年度にさらにこの法律が改正され、学校運営協議会の設置が努力義務とされております。

5ページの上の表を御覧ください。

左側の学校評議員制度、これは現在全ての小・中学校にある制度です。この制度は、学校運営について意見を交換したり、学校の目標の達成度を評価したりしておりますが、今後右側の学校運営協議会を設置することによって学校と地域がより連携を図り、学校だけで目標を決めるのではなく、地域の方と一緒にしっかりと考え、議論を重ねながら、目指す子ども像を共に考え、取組も共に推進していくということになってきます。総社市としては、今後5年間かけて、市内全ての小・中学校への設置を目指しております。そのモデル地域として、まずは神在小学校のほうを考えております。来年度から神在小学校をコミュニティ・スクールにする、つまり学校運営協議会を設置するために今年度準備をしており、そのスケジュールの予定を3、下側に示しております。この6月に、神在小学校の学校評議員会で学校運営協議会についての説明を行っております。今後は、9月に説明のほうをさらに行い、その上で10月に、保護者や支援ボランティアの方、子どもも含めて、神在小の子どもたちがどのように育ててほしいか、どんな力をつけたらよいかについて話し合う拡大熟議というのを行います。これを受けて、12月に、今あります学校評議員会で目指す子ども像について話し合い、校長はその話し合いを基に学校運営基本方針を作成していきます。2月に、学校評議員会で校長が作成した学校運営の基本方針の承認についてを確認してまいります。来年度の4月からは、学校運営協議会として学校と意見交換をしながら、目指す子ども像に向けた取組を行っていきます。

委員の構成につきましては、6ページに例が示されています。この6ページの資料は文部科学省の資料ですが、上の左側の点線囲みの中に委員構成の例が示されております。地域の様々な組織の代表の方や中学校長、また教育委員会の指導主事なども委員の例として挙げられています。この組織は、学校運営への必要な支援を協議する組織であり、公立学校としての運営の公正性、公平性、

中立性の確保が求められます。校長が作成する学校経営に関する基本的な方針を承認するという役割を担う機関であることから、学校を応援する存在として建設的な意見を述べ、学校運営に責任を持って参画できる方であることが求められます。そのため、平成29年度の法の改正によって、委員を任命する教育委員会に対して校長が委員の任命について意見を申し出ることができるようになっております。教育委員会としても、校長の意見を聞きながら委員を任命してまいります。

7ページには、学校と広く地域が結びつくための説明の図を参考に掲載させていただいております。

説明は以上です。

○委員長（萱野哲也君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山名委員。

○委員（山名正晃君） 説明をいただきましたコミュニティ・スクールに関しては前回の議会の中でもその話が出てきたところです。ちょっとお聞かせいただきたいのが、神在小学校でやるというのは、なぜここなんだろうかとということです。というのも、これは先で報告事項の義務教育学校でもあるんですが、義務教育学校の中にも学校運営協議会をつくるというのがありました。ここをモデルではなくて、神在小学校でやるという理由です。そのところをお聞かせいただきたいと。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 山名委員の御質問にお答えいたします。

義務教育学校に向けて準備を進めている昭和小学校、昭和中学校、維新小学校、また幼稚園の維新幼稚園、昭和幼稚園、この五つの校・園を含めての学校運営協議会というのは、実は数年前から動き出しております。ただ、国が示している内容全てを網羅しているものではありませんので、昭和地域についてはその素地が何年間の間に十分つくられているという状況になっておりますので、今後国が示す内容により近づける形で昭和地域のほうは進めていこうと思っております。そのほかの小学校、中学校については、本当にゼロからのスタートということになります。ですので、じゃあゼロからスタートする学校でモデル地域をつくっていききたい、そのときに地域と一体になるということがありますので、いわゆる人口減少が進んでいる地域でまずはモデル校をつくっていききたいというふうに思っていました。いわゆる神在小学校であったり、秦小学校、新本小学校、西小学校のほうにもこういった話のほうはしております。そんな中で、神在小学校は地域とのつながりもこれまでもしっかりできているという、そういった状況から、まずは神在小学校でと思っておりますが、ほかの学校へも実は説明などにも行っております。池田小学校にも行っておりますので、今後少しずつ同時進行にはなるんですけれども、やっていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 山名委員。

○委員（山名正晃君） 分かりました。義務教育学校の件と神在小学校でやるというんですけれど

も、今どこまで話が進んでるのか、そのスケジュールの中での分ですが、地域の方へどれだけ今このコミュニティ・スクールの話が行って、どれだけの理解が得られてるのか。ああ、それいいねというふうになってるのか、何か我々の負担になるんですかというような話があったりとか、そういうところの理解というものを得られているでよろしいですか。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 山名委員の再度の御質問にお答えいたします。

今現在は、今ある学校評議委員会という組織の委員の方々への説明ということになっております。この後、地域の方、保護者の方へも、そういったお知らせのほうはしていかないといけないと思っております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 山名委員。

○委員（山名正晃君） 分かりました。今後というところがあるんですが、これはコミュニティ・スクールのことをいろいろちょっと調べたところ、いい面もあるというのは、それを理解はできません、これから新しく立ち上げるというのは結構な労力は要ることだと思うんですが。議員の中でもあつたりするんですが、PTAの方が関わってきたり、職員の方が関わってきたり、言ったら結構個人的な負担ですかね、そういうのがちょっと増えるような印象もあります。この中である地域学校協働活動推進員、この方を一番これはコーディネーター的な役割であるということなんです、この方を誰を置いていくんだと。これを市の職員の方が教育委員会の方の中からやっていくとか。この方が結構重要な役割なんじゃないのかなというのは、7ページのほうにもあります、学校と地域を結ぶのにも、ここにも地域学校協働活動推進員という方がどちらにも出席していて、学校と地域をしっかりと結んでいく。この方の役割もあると思うんで、地域が得られる、あと保護者の方も利益が得られる、理解を得ることで、PTAの方とかがあるんですが、その中のメンバー等がそういう理解を得るようにしなければならぬんですけども、そういう話合いの場というのもこれからしっかり持っていただけるんでしょうか。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 山名委員の御質問にお答えいたします。

まず、負担感ですが、新しいことを始めるときは、そういったものもゼロではないと思います。ですが、できるだけ負担感が少なくなるようにしていきたいと思っております。

それから、先ほど言われたコーディネーターの役割は、確かに大きいことです。地域と学校をつないでいく役割になりますので、行政のほうもというようなお話もありましたが、地域をよく知っておられる方が適任だろうとこちらは思っております。学校運営協議会のメンバーについては、校長の意見も聞きながら、教育委員会としても任命をしていかないといけないと思っておりますし、それに併せて委員の皆様の御理解、そういったことも得ていけるように、どういったことをお伝えしていくのがいいのかといったことも、神在小学校のモデル校をもとにこちらもよりよく進めてい

けるように検討していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 他にありませんか。

深見委員。

○委員（深見昌宏君） 取組は、大変いいことかなというふうには思いますけれども、文部科学省から来てることに対して。要は、地域と学校がもっと子どもたちのことに関わって、一緒の目標に向かっていきましょうよという体制をつくることがあると思うんですけど、今この学校評議員会は後に解散になるんですか。それと……。すみません、じゃあまず、そこを。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 深見委員の御質問にお答えいたします。

学校運営協議会のほうができたら、学校評議員制度の今やっている内容は、学校運営協議会のほうに移行していくという形になります。では、今の学校評議員の委員の方が、じゃあそのまま移行するのとなると、そこはまた再度検討し直す必要があるかと思っております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 深見委員。

○委員（深見昌宏君） 再度検討というのは、どこで再度することになるんですか。これが、評議員が決められてときの流れとは、また変わってくる。これは、多分地域づくりのほうがこれに関わってくるのかなというふうには思うんですけど、ちょっとそこら辺が分かりにくいというか、今後どういうふうに話を持っていかれるのか、ひとつそこら辺をお聞かせください。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 深見委員の再度の御質問にお答えいたします。

評議員の方にそのままそのメンバーにお願いするという場合もあると思います。この学校運営協議会の規則を今後教育委員会としてつくっていく中で、総社市としての人数も何人以内というふうに規則で定めてまいります。参考に、県教委のほうは15名以内というふうに定めておりますので、その数字も参考にしていきたいと思います。そうなったときに、今の学校評議員のメンバーでは人数が足りない状況にもなってくると思いますので、そうなる新たなお願いをするという状況になってくるかと思っております。任命のほうは教育委員会のほうで行うということになりますので、校長の意見も聞きながら、そのあたりはつくってまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 深見委員。

○委員（深見昌宏君） ざっくり大体分かってきました。委員の構成は、例としてここにつらつらとあるんですけど、この中には市議会議員は入っていないんですね、こういうところにはあまり入らんのかもしれんですけど。そういったことも決めて、非常に地域のこと、学校のこと非常に熱心にやられてる指導員の方がおられるんで、まずそういった人も、これは教育委員会のほうが選定

されるということだったんですね、今。教育委員会のほうからの選定ということで、議員がここに
入れていただくと、そういうのは地域によって異なっていくという認識でよろしいでしょうか。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 深見委員の再度の御質問にお答えいたします。

任命を教育委員会のほうでしてまいります。任命をする際に校長の意見を聞きながら任命をして
まいりますので、メンバー構成といった肩書といたしますか、どういった組織の代表の方が入られる
かということは、小学校区によって、中学校区によって、異なってくるかと思えます。

○委員長（萱野哲也君） 深見委員。

○委員（深見昌宏君） いろいろこれからやってみなきゃ分からないことが多々あると思うんで、
僕はこういうチャレンジというのはいいことだと思いますんで、頑張っけてやっていたきたいなど
いうふうに思います。これはよろしいですから、よろしくをお願いします。

○委員長（萱野哲也君） 他にありますか。

答弁がありますか。

教育長。

○教育長（久山延司君） このコミュニティ・スクールについて、今総社市がこの時点でコミュニ
ティ・スクールを進めようとしているというかちょっと分かりにくいかなと思いますので、少し補
足の説明をさせていただきます。

これまで、先ほどの課長の説明で、かなり早くから制度としてはあったんだ。それなのに、総社
市は、この件については全国的にも、また県の中でも相当遅れています。それは、一つには学校評
議員の制度がよく機能していたというふうに私も今思いますし、それから私の前任者の山中前教育
長もそういうふうに思ってくださいました。そういうことで、本当に私も校長時代に学校評議
員にもものすごくお世話になったんですが、いろんな面で応援団になってくださる。そういう意味
で、校長としては非常にありがたい存在であったと。その上、また別の組織、別のというか、それ
ぞれ進化した組織になるわけですけど、この学校運営協議会が、それが今必要なのかということ
をずっと考えた結果、そんなに必要性を感じていなかったというのが事実であります。しかしなが
ら、今進めようとしているのは、やはり地域の課題がかなり顕著になってきた。人口減少地域で児
童生徒数の格差というのがありますし、それによって昭和地区は義務教育学校にするとか、そうい
うような動きもしていくようになった。いろいろ増えているところは増えてるところで新たな課題
も出てきている。そういうことで、学校評議員制度よりもより深く関わる、学校運営に地域の方が
深く関わる、この制度というのが必要になってきたんじゃないかというのが、これを進めようとし
ている思いであります。結局、学校評議員制度とこの運営協議会との違いというのは、学校経営方
針を承認するという、これはかなり大きいです。校長に権限があるんですが、それを承認するとい
うことは、ものすごく大きいです。目指す子ども像を一緒に考えるということもかなり大きいで
す。特色づくりを一緒にしていくというの、そういうことをしっかり地域と共にしていく時期で

はないかというのが、総社市で進めようとしている理由であります。そういう中で、一番必要性の高いと感じるところから始めようとしているのが、神在小学校がなぜ神在小学校なんだというのが、そういうことであります。神在小に限らずですが、必要性の高いところから進めていって、全校実施に向けてやっていこうとしているところです。そういうことで、これを進めようとしているいきさつ等も知っておいていただくことが大切なことかなと思って、ちょっと発言させていただきました。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） すみません。違うところを聞こうと思ってたんですが、今の教育長の御発言だとどうも納得ができなくて。以前、私は一般質問をしてますから、そのときにも、今おっしゃったように、学校評議員会が非常に機能していて必要性を感じさせてくれないとおっしゃって、今は学校評議員会が別に悪いわけでもないんだと思うんです。少子化のために学校運営協議会を設置してコミュニティ・スクールにするということをするのは、ちょっとどうかなと。単純に市長がそういう方針を出したから、それに合わせてるだけだろうとは思いますが、ちょっとこんな短期間に学校評議員会が変わったのかなと。特に神在小学校に必要性があつてということなんですが、必要性が高いところが神在小学校という理由もちょっと納得できないので、それは池田小学校では駄目なのとか、ほかにも人口減少が著しい小学校区はありますので、ちょっと理由としてはいささか疑問を感じるところでございます。

そのことはお伝えさせていただいた上で、ちょっと気になるんですが、先ほど委員を任命する際には校長先生に意見をしっかり聞いてという話だったんですが、じゃあこのタイミングで今タイムスケジュールを示していただけてますが、神在小学校の校長先生が今ここで委員の任命に関わって、当然来年度も神在小学校の校長先生をされるんですね。

○委員長（萱野哲也君） 教育長。

○教育長（久山延司君） 最初の御質問といいますか、お話しからですが、このコミュニティ・スクールを進めようとしているのは、これは教育委員会であります。教育委員会が進めようとしているわけで、先ほど申しましたように、これまで学校評議員会の意義といいますか、効果ですね、それも感じておりましたが、この機にコミュニティ・スクールに切り替えていこうということがひとつ感じたのは教育委員会であって、これは市長の発案ではありません。神在小学校を決めたというか、進めようとしたのも私でありまして、これは相当顕著であります、児童数の件が。それからもう一つ、神在小学校が一番なんですが、もう一つ積極的に進めているのは池田小学校であります。池田小学校も、もちろん御存じのように、児童数が少ないという状況でこれを進めようとしているわけです。

それから、来年度も校長はいるのかということですが、人事に関わることはちょっと。校長も含めて全ての教職員が来年度もいるのかということは申し上げられません。分かりません。しかし、

いるつもりで校長は選んで、意見をこちらに申し述べてもらうということです。こちらも、継続するつもりでそれをお聞きすると。結果は、人事ですから分からないということでございます。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 承知をしました。私が以前一般質問をしたときと、じゃあこの数年間で大きく変わったというふうに教育長も認識をされたということで認識をさせていただきます。

学校の選び方とすれば、池田小学校のことも当然頭にあると、当然新本小学校であったり。新本小学校は複式学級にかかろうとしたところを保護者の署名活動で何とか防いだというふうなこともありましたので、新本小学校はもっと随分前からかなり厳しい状況にあると思うんですが、そういったときにはそういった案にはならず、このタイミングで神在小学校で決定されたということで、分かりました。

それでは、タイムスケジュールを資料の5ページに示していただいておりますが、これでいくと、来年度の4月にはコミュニティ・スクールがスタートするというふうには取れるんですが、まだまだ手探りの状態で進めていってるこの状態が、どのような状態であっても、このタイミングが来ればスタートするんですかね。委員の任命であったり、学校の方針、地域との連携した方針ですけど、そういったものが、まだ結局協議を重ねた結果まとまらなかったよというふうになった場合でも、これは4月にスタートするんですかね。ちょっとその点を教えてください。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 溝手副委員長の御質問にお答えいたします。

来年度の4月から始めるように今準備を進めております。できるだけスムーズにスタートできるように、やるだけのことはやっついこうと思っておりますが、恐らく市内でも初めての状況なので、やりながら改善、修正はもちろんあると思います。ただ、その改善、修正が学校運営に関わるような状況になってはいけないと思いますので、そのようにならないように、できるだけスムーズにスタートができるようにと考えています。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） すみません。課長の答弁が苦しいのは分かるんですが、だからスムーズにできるだけするようにしていくのは分かるんですが、煮詰まってなくともスタートするという認識でいいんですね。

○委員長（萱野哲也君） 教育長。

○教育長（久山延司君） スタートできるように準備をしておりますので、内容は、これは学校評議員制度が開始されたときも、全く何もない状態から開始しております。最初は、なかなかうまくいかなかった。これは、学校というのは、私も教員でありながらこういうことを言うのは何ですが、やっぱり閉鎖された社会の部分があります。そこへ、学校外から意見を言ってくれるという

のはありがたい反面、やりにくいなというふうに私も当初思いました、学校評議員制度が開始したときにはね。それが、より深く関わるわけですから、なかなかすぐにそりゃあええなと言って、みんなが賛成して、どんどん進んでいくというふうにならない可能性はどこの学校でもあると思っております。そういう中で、そのよさをしっかり教育委員会としても学校のほうに伝えながら、しっかり後押しをしていきながら進めていくということで、どういう状態であってもということですが、みんな大反対で進めていくというような状態にはならないと思っておりますので、やっていきます。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 承知をしました。結構地域が関わって、子どもが関わって、地域としては本当に自分たちの地域の存続をかけるぐらいの勢いの改革として取り組まなければならないんだろうというふうに思うんです。なので、これが本当に新たな取組、僕も昔一般質問で提案したぐらいですから、これがいいと思ってるんですけど、本当に慎重にも運ばなければならないこと。だから、締切りがここだから、ここにどうにかして間に合わせるんだってやるようなものじゃあないんじゃないかなという気がしてるんです。仮に、これが令和6年4月にスタートできれば最善だとしても、これがじゃちょっと駄目だったからもう……。駄目だったからとは言わない。何か煮詰まっただころがあるから、もうちょっと時間をかけてにしようということもありなのかなというふうに私としては感じております。

これがまた地域の方々に関わるんですが、要は、どの程度の規模で地域の方が関わるのか。要は、半々、学校運営に関して、委員のメンバーにしてもそうですが、地域の方々はその運営協議会でどの程度の発言をしたらどの程度のことが通っていくのかみたいな。要は、声の大きな方がこうせにゃあいけまあがみたいな話をしたときに、それを言うことを聞かなければならないような状態に学校が陥ってしまうようなことがあってはならないと思います。そういったことも含めて、この人選というのは非常に大切なんですけれど、どの程度の規模で地域が関わっていくようなことになっていくんですか。

○委員長（萱野哲也君） 教育長。

○教育長（久山延司君） どの程度の規模といいますか、これは学校評議員会と同じように、学校の応援団でないといけないと思っております。一緒に考えて進めていくわけですから、基本はやはり学校、校長がしようとしていることを応援してくださる、もっとこうしたほうが良いというような、しっかり助言もしてくださる、そういうような学校運営協議会が理想かなというふうに思います、根底から否定されるというようなことにならないように。だから、これを立ち上げるときに、あくまで学校の応援団として期待してるということをしっかり伝えておくことが大事ななというふうに思っておりますから、おっしゃるように、大きい声をする人が、こりゃあという言うたら、そっちの方向に進まざるを得ないというようなことはどうしても避けていかないといけないと思ってお

ります。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） そういった声の大きな何がしさんという人がいるがために音読みにしていただいたら意味は分かると思うんですけど、本当に運営が危うくなるようなことがないように気をつけるほうがいいと思うんですが。

これで最終的に僕は思うんですが、責任者というのは校長先生になるんですかね。要は、学校運営協議会で地域と学校が関わっていくから、これは最終的な責任者ですね。それは校長先生、それともここまで来ると教育委員会、教育長ということになるんですか。

○委員長（萱野哲也君） 教育長。

○教育長（久山延司君） 責任者というのは、学校運営の責任者という責任者と、それから学校運営協議会の責任者、会の責任者と、それは違うと思うんですが、会の責任者は、その中で会長という、どういう名称にするか分かりませんが、代表者を決めていきたいと思います。学校運営の責任者は校長です。その運営協議会に何かあったときに責任はどうするんかということは、これは教育委員会が要綱を示しますから、やはり教育委員会です。それぞれに責任はそれぞれがなっていくというふうに認識しております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 承知しました。では、もう一点。これが新たな試みで、これをすることによってよくしていこうという試みなんですけど、結局これをしてみて、仮に1年間運営をして、運営した結果、これは成功だったとか、ううん、ちょっと成功とは言い難いとか、そういった判断というのは誰がどのような基準でいつ行って、その結果を受けたら、その後はどのように変遷していくのかというところ辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（萱野哲也君） 教育長。

○教育長（久山延司君） 当然、1年やったら、また学期ごとかもしれませんが、検証していくということは必要だと思います。その検証には、全部一斉にしないというのはそういうこともあるんです。評価をして、教育委員会が深く関わって検証していく。基準ということですが、明確な周知の基準というのは、こういうことはなかなか適用しにくいんですが、県教委の岡山教育事務所のこういう生涯学習の担当者、それから文部科学省の何という名称じゃったか忘れましたが、アドバイザー的なそういう、今高梁市の教育委員会にいます。この人は、浅口市の寄島小学校の校長で、もともと県教委の生涯学習をしていた人です。そういう方にも今関わっていただいております。そういう方にも相談しながら、我々教育委員会の目だけではなくて、そういう専門的な視点からも見ていただいて検証していきたいというふうに思っております。それを一つの基準的なものにしていきたいと思います。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） だから、そういったものを受けて変遷はしていくかもしれないということ
でいいですか。

○委員長（萱野哲也君） 教育長。

○教育長（久山延司君） もちろん改革しながら進めていきたいというふうに思っております。変
わっていくと思います。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） それでは、神在小学校で始まって、結果を受けてそれなりの判断を出し
て、このまま進めていこうとか、ここは改善していこうといったことが始まるときには、もう既に
例えば池田小学校もスタートを考えているよとか、そこら辺のタイムスケジュールはどうですか
ね。1年目に、今神在小学校が始まりました。始まったときには、じゃあ池田小学校でも取組を始
めました、新本小学校でも始めましたとかというふうになるのか。それとも、神在小学校である程
度一定の結果が出て、例えば仮に2年、3年してから、じゃあこれだったら大丈夫だから池田小学
校へ行こう、新本小学校に行こうとか、そういったことになっていくんですか。その辺のタイムス
ケジュール感はどうでしょうか。

○委員長（萱野哲也君） 教育長。

○教育長（久山延司君） これは、何年か空けてというふうには考えておりません。池田小学校
も、令和6年からするかもしれません。できるだけ早急に、早急にといいますかね、1年たつての
検証はもちろんありますが、短いスパンでの検証もしながら、それを別の学校にも紹介し、生かし
ていきたい。それで、どんどん進めていくということを考えております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 承知をしました。私は、ちょっときつめのことをよく言うかもしれませんが
けれど、思いとしては、成功を得たいというか、失敗をすると、本当に子どもの将来にも影響する
ことでしょうし、地域の方も本当に気合が、気合がというか、思いがこもる事業だと思いたすの
で、本当に成功させたいと思っております。成功させたいと思うが故の不安点をこのように指摘さ
せていただいたり質問させていただいてるということなんですよね。これからも、共にというか、
一緒になって、一体になって総社市を盛り上げていきたいと思いたすので、どうか御協力をよろし
くいたします。こちらも惜しまないつもりでおりますので、よろしくお願いたします。

○委員長（萱野哲也君） 他に質疑はありませんか。

（「あり」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） しばらく休憩いたします、1時間。再開は、1時20分といたします。

休憩 午後0時17分

再開 午後1時20分

○委員長（萱野哲也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑はありませんか。

山名委員。

○委員（山名正晃君） いろいろ教育長のお答えの中でありました、今回コミュニティ・スクールのことは、人口が少ないところに対していろいろ特色を持ってやっていくんだ、地域と一緒に協働でやっていくんだという話がありました。これで、人口が少なくなっていて、子どもの数も少なくなっているところに対してあるんですが、そうではない地域もあります。これから5年かけて全部でやっていくということは、そういうふうになんか少なくなるところもあれば、多くなっているところもあって、多くなっているところからすれば、今のままでいいんだというところもあるかもしれないです。そうやって、むしろコミュニティ・スクールになることで、保護者の方や地域の方に負担が増えるようになるかなとも、それもあります。何が聞きたいかと言うと、このコミュニティ・スクールというのは、人口が減っているところの対策としてやる、つまり言えば、人口増のこととしてやるのか、それとも教育の学校ごとの特色を増やしていくのか。その中で、いろいろ話があったんですけども、ちょっと児童のことが抜けているなど、あまりその話が出てこないなどというのもあったんで、そこにいる子どもたちのためにやっていくのか。本当に一番の思いというのを、それをちょっと聞かせていただきたいなと思うんです。

○委員長（萱野哲也君） 教育長。

○教育長（久山延司君） 山名委員の御質問にお答えします。

人口増加か、それとも学校教育かということですが、きっかけは、先ほどお話ししましたように、人口を巡っての顕著な現れ、増減ですね、そういうことが一つのきっかけになったことは確かです。しかしながら、これをこれから進めていって全校で実施していく上では、やはり特色づくり、それからどういう子を育てていくかという、目指す子ども像ですね、これを学校と地域で共有する、そういう子ども目線であります。しっかり対象はもちろん子どもということでもあります。

あと、負担が増えるんじゃないかということがありましたが、そういう心配は確かにあります。しかしながら、これはあくまで先ほど言いましたように、学校の応援団であります。これを進めていくことで負担が増えることがないように、逆に負担が減るようにしていく、そういう仕組みをつくっていく、そういうふうにしていくということが大切なのではないかなというふうに思っております。

それから、人口減少をしている地域、それから増えてる地域、比較的安定的な地域、特に要らないんじゃないかというところもあるんじゃないかという御心配ですが、これはその学校に合ったやり方であったり、進め方であったりしていいと思うんです。今行っている学校評議員とあまり変わらない状況というところも出てくるかもしれません。全く違うというか、どんどん地域の方の意見で進めていくというか、原動力になるところもあるかもしれません。その学校に合った、また

課題に合った、そういうやり方をしていく。一律コミュニティ・スクールが総社市は全部をこういうふうに進めていくというところから最低限は合わせて、あとは学校の特色に合わせてやっていくべきだと思っております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 山名委員。

○委員（山名正晃君） 分かりました。ありがとうございます。

先ほどいろいろあったのは学校の特色ですね。地域と連携することで特色が出てくるということですけど、こうなってくると、特区との兼ね合いが出てくるのかなと思います。言わば、特区でその学校へ来てもらうようにというふうになってくるんですが、特区とコミュニティ・スクールとの、地域のほうからは特区でもっとこんなことをしたらいいんじゃないか、あんなことをしたらいいんじゃないかという意見が出てきたり、こういうような力を貸そうかってあったりするかなと思います。その特区とコミュニティ・スクールのすみ分け、もしくはその関連というところをどういうふうに考えていくかというのを。

○委員長（萱野哲也君） 教育長。

○教育長（久山延司君） 特区とコミュニティ・スクールは、もともと目的も違うし、やることも違うわけですが、そこに関連があると思うんですね。特色をつくり、また特色を生かしていく。そういう意味では、非常に関連があるところだと思いますから、しっかりそれはあえて関連を持たせてやっていくべきだと思っております。今、特区であるところもコミュニティ・スクールにしていこうとしてるわけですから、しっかりと関連を持たせて進めていきます。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 山名委員。

○委員（山名正晃君） 分かりました。そうですね。そういう関連もつけていって、こういうコミュニティ・スクールもそうなんですけど、児童のためというのが一番大きい目標として、あつてしかなるべきものだと思ってます。大人の都合によって、子どもの教育があっち行ったりこっち行ったり振り回されてしまうのはやっぱり子どもたちですんで、そういうのがないように、このコミュニティ・スクールも、先ほどもいろいろありましたけども、声の大きい方が出てきたときに、じゃあどうするんだとかがあつて、その方々が言うことでその中の教育が変わってしまうのであれば、ちょっとそこは問題視をしていくべきなんかなと思います。子どものためという大きい目標があるのであれば、それに進めていっていただければいいかなとは思っております。

以上です。ありがとうございます。

○委員長（萱野哲也君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） では、1点だけ、私から。

学校運営協議会の委員って、これはどういった組織かちょっとよく分かんなくて。ちょっと深見

委員のほうからも質問があったように、市議会議員に入れろって言ってるわけじゃないんですけど、ということなんですけど、あくまでも今の学校評議員であれば、学校がやって、市は関係ないですよ。だけど、次のほうは、学校長の推薦があって、教育委員会のほうが任命するということなんですけど、例えば学校のPTAの役員、PTA代表とかが入ってますけど、PTAの中でも例えばPTA会長は給食審議会のメンバーに入ってくれとか、医療費適正化委員会のメンバーに入ってくれてなって、充て職になるんですよ。そのときに、市議会議員、まあ私はPTA会長を、すみません、仰せつかっておりまして、そのときは僕は抜けてるんですよ。それはなぜかという、市長の諮問機関である団体に市議会議員が入るといのは適切ではないということで、入っていないんですよ。PTA会長は、どこの会長も、総社西中学校、総社東中学校も、どこもどこも出てくださいよって、会長の充て職ですからと言って。だけど、僕は抜けちゃってるんですよ、それは市議会議員だから。じゃあ、これは、そういうふうな組織とは別の組織になってくるんですか。これは、もちろん多くの市議会議員、地元のことをよく知ってる市議会議員がそこに入って助言、提言をして、学校をよくしていきたいというのはいいと思うんですけど、ここの組織がもしかしたら、場合によっちゃあ、市議会議員も入ってはどうか、入れますかみたいに、ちょっと答弁が曖昧だったんですけど、それってどういう組織なんですかね。それを、入るか入らないかというのは議会運営委員会の中で話をして、我々の中ではそういうのは入るべきでないよねというのは我々ごとのルールなんで、それはいいんですけど、それをちょっと決める前に、決めるというか、その話をする前に、そちら側のこの組織がどういった立ち位置になってるのかというのが分からないと、ああ、萱野さんはPTA会長だからこれへ入ってください、はいはい、入りましたって言やあ、よく聞きゃあ、市長、もしくは学校の執行部、教育委員会執行部というか、そちら側の諮問機関的な部分になってたら駄目じゃないですか。ちょっとそこを教えてほしいんですよ。今の学校運営協議会、評議員会にはPTA会長も入ってるんです。それは、あくまでも教育委員会とは別で、学校をよくしていきましょうね、一緒に考えましょうねということで入ってるんですけど、ここが教育委員会側、もしくは執行部側がどういった組織になっているかというのを改めてちょっと教えていただきたい。

○委員長（萱野哲也君） 教育長。

○教育長（久山延司君） 萱野委員長からの御質問にお答えします。

先ほど深見委員からもありましたが、議員ですね、市議会議員にしても、県会議員にしても、こういう方々が入ってはいけない、これは例にないだけで、入ってはいけないという、そういうような決まりはありません。あくまで学校運営協議会というのは、学校または学校区のものであります。その要綱を示すのは教育委員会です。方針ですね、全体の方針を示す、また決まり的なものを示すのは教育委員会。それから、学校運営協議会の委員ですね、委員を教育委員会が承認することになるわけですが、これについて学校から出てきたものを拒否するといえますかね、この人は駄目だとかというようなことはまず考えられない。まずは、学校を尊重するというので、学

校評議員と、そのあたりの立ち位置はそんなには違わない。ただ、学校評議員も教育委員会に要綱がありますので、そういう意味では変わらないというふうに、立ち位置は変わらないというふうに考えていただいたら結構かと思います。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 分かりました。

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） ないようでありますので、この際私より申し上げます。

本件についてさらに調査を行う必要がある場合は、委員間で自由討議を行う場を持ちたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） それでは、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、この程度にとどめたいと思います。

次に、調査事項の(5)、小・中学校におけるプール授業の在り方についての調査に入ります。

当局の説明を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 続きまして、調査事項の(5)、小・中学校におけるプール授業の在り方について御説明をいたします。

資料は、8ページから11ページまでとなります。

まず、8ページを御覧ください。

そちらに、各学校のプールの設置年、構造、本プールの面積等について表に記載しているところでございます。小・中学校のうち、総社東中学校、総社西中学校を除く17校にプールが設置されておりまして、最も古いものは阿曾小学校のプールで昭和42年の設置、今年で56年が経過をしております。また、最も新しいものは、総社西小学校のプールで平成14年設置でございますが、それでも21年が経過している状況でございます。設置からの経過年数で申し上げますと、50年以上のものが7校、40年以上のものと30年以上のものがそれぞれ4校、20年以上のものが2校となっております。

資料の右側、9ページを御覧ください。

修繕費の推移といたしまして、平成25年度から令和4年度までの10年間の修繕費について、表とグラフで記載をしております。上の表なんですけど、文字が小さくて申し訳ございません。表の上の段が各年度における年間修繕費で、下の段が平成25年度以降の修繕費の累計でございます。グラフにおきましては、各年度における年間修繕費の推移を折れ線グラフで、修繕費の累計を棒グラフで示しております。

なお、左側の目盛りは年間修繕費の額、右側の目盛りは累計額を記載したものでございます。

各年度における修繕費につきましては、修繕する箇所、内容が異なるため、1,000万円を超える年もあれば100万円に満たない年もあるといった状況でばらつきがございますけれども、この10年間の平均で申し上げますと、1年度当たり約433万円となっております。

資料を1枚お開きいただきまして、10ページを御覧ください。

3として、小・中学校における水泳学習の内容、ねらいにつきまして、学習指導要領から抜粋したものを記載しております。上から順番に、小学校低学年、中高学年、中学校1、2年生、中学校3年生の順番に記載しており、ポイントとなるところに下線をつけております。合理的、効果的に泳ぐなど、基本的な動きや技術を身につけることだけでなく、楽しさや喜びを味わうなど、運動に親しみながら体力の向上を目指し、楽しく、明るい生活を営む態度を養うこと、また課題解決に向けて思考、判断し、他者に伝える力を養うことをねらいとしております。全ての教科に共通する知識の思考力、判断力、表現力、学びに向かう力、人間性の三つの目標は、水泳学習においても相互に関連づけられているものでございます。

なお、水泳場の確保が困難な場合においては、10ページ下から11ページにかけまして、4として記載しているとおおり、水泳学習を扱わないことができるとされております。

次に、市内小・中学校の水泳学習の実施状況につきましては、5の①を御覧ください。

小学校は15校全て、中学校は4校中2校において水泳学習を実施しております。年間の水泳学習の時間数につきましては、②に記載しておりますとおおり、6月上旬から1学期の終わりにかけて10時間から15時間程度となっております。体育の年間総時数は表を示しているところでございまして、水泳学習は、体育の総時数の1割から1.5割程度となっております。

続いて、③の着衣泳につきましては、各校の実態に応じて取り扱うことと指導要領で示されておりました、小学校の12校で実施をしております。

資料の説明については以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

副委員長。

○委員（溝手宣良君） すみません。今、プールの現状とプールの授業の内容等について説明をいただきましたが、今各学校に更衣室というものは設置されていると思うんですが、これの数、要は、過不足を考えたときに足りているのか、例えば教室などを利用して着替えているというのが私たちが小さい頃にはあったんですが、今でも低学年の子は教室などで着替えているのでしょうか。仮にそうなのであれば、今後更衣室というものはどのように改善していくつもりがあるのか。これはプールだけに限らないかもしれませぬね。普通の体育の授業でも体操服に着替える際に気になる場所ではありますが、取りあえず今はプールのことについてなんですけど、更衣室についてはどうか。この後、制服の話も出ますが、制服もいわゆる性的少数者に配慮したことも制服から見てとれるんですが、こういった更衣室の問題についてもそういった方への配慮を今後していく、対応して

いくような意思というか、方向があるのかどうかといったところをちょっとお尋ねしたいと思えます。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 溝手副委員長の御質問にお答えいたします。

まず、更衣室の状況ですが、水泳学習をしておる学校全てに更衣室がございます。ただ、使っている学校が少ないという現状があります。更衣室のみで着替えを行っているのは2校です。更衣室と教室で男女分かれて着替えを行っている学校が4校で、残りの11校については更衣室を使用せず、教室であったり特別教室で着替えを行っております。なぜ、ある更衣室を使っていないのかということですが、やはり場所が狭いということとエアコンが効かないということ、そういった理由から教室などで着替えを行っております。教室で着替えることで、特に困っているというような話は聞いておりません。

それから、性的少数者というお話もありましたが、ほかの子と一緒に着替えたくない子どもへの対応としては、別室、例えば保健室で着替えていたり、同じ場所で着替えるにしても、時間をずらして着替えるなどの工夫をしております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 承知をしました。更衣室を利用しているところもあれば、更衣室があるけど、先ほどおっしゃったような理由で利用してないところもある。普通の教室であったり、特別教室であったりを利用して着替えている。そういったことに対する相談というか、不満というか、そういったものが聞こえてきていないということですが、聞こえてきていないからではないんだと思うので、それを訴えなかったりするということもあろうかと思うので、少数者であるがゆえに、なかなかそういったことを訴えること自体が半ばカミングアウトのような形にもなってしましましょうから、本当にここはデリケートな問題なんだと思います。これからさらにそういったところに特別な配慮が必要になってくるんだろうというふうに思います。

それを踏まえて、プールの授業数が全体の体育の授業の数からいうと約1割程度ということになるのかなというふうに思うんですが、その中でさらに着衣泳をしているところとしていないところ、していないのは、基本的には中学校ということになるかとは思いますが。こういったプールの授業の必要性というのは、もちろんよく分かっております。ただ、こちらでお示しいただいたように、プールが非常に老朽化をしております。今、平均すると年433万円だというような形で報告をいただいたと思いますが、要は、大規模な修繕が必要であったり、毎年ちょこちょこちょこちょこ修繕が必要であったり、それから小規模であるとはいえ、その工事をするために、今日は天気がいいのにプールの授業ができないという日があったりとか、またはこの間夏休みに入る直前ですけど、そもそも暑過ぎてプールサイドに子どもを行かすこと自体が駄目で、プールの授業は今日ではできませんというような日があったりしました。そうした中で、今後このプールを修繕なり、新し

く、壊して造り直すなりをしていきますかというのがちょっと私は気になっておまして、要は、民間に体育のプールの授業というものを委託するというのも考えてもいいのではないかなというふうに思うんですけど。今あるプール全てを、これだけ老朽化している、50年を超えているものもある、これを本当に直していきますか。そこらあたりの方向性、どういったお考えをお持ちかをちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（萱野哲也君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 溝手副委員長の御質問にお答えいたします。

副委員長がおっしゃられましたとおり、プールの修繕費は、大規模ものになりますと、塗装でありますと本当に1,000万円を超えるような金額にもなるかというふうに予想しております。あと、ろ過器を更新するといったしましても何百万円単位といった修繕費がこれからかかってくるのかなというふうに思っております。また、水道代につきましても年間でかなりの金額がかかっておりますので、今後どうしていくかというのは、これから本当に考えていかなければいけないというふうに考えております。

今おっしゃられましたように、民間のプールを活用するですとか、それからプールを何校かまでまとめて集約化するとか、そういったことをされている自治体もあるやに聞いておりますので、そういったことも含めながら、今後その改修といいますか、プールの授業自体の見直しというものもあるかもしれないですけども、そういったことも含めまして今後考えていきたいというふうに考えております。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 今御答弁いただきましたように、本当に民間のプールということになりますと基本的に屋内プールで、温水プールであるということを見ると年間を通して使えるので、今だと夏の時期にしかプールの授業がない。夏の風物詩でもあるんですけど、学校のプール開きというのが、この行事自体を私もどちらかというと好きなんですけど、みんながプール掃除をわあわあと言うてやってる様子もとてもほほ笑ましいものがありますし、実際プールに入って歓声が聞こえてくるのも、すみません、個人的にもものすごく家が近いものですからよく聞こえてくるんですけど、そういったものが本当に好きではあるんですけど、今の実際のプールの状況と修繕費の推移を見る限り、やはり考え直していったほうがよいのかなと。あと、先生の負担ですね。授業において児童が泳いでいるのを、はっきり言って、少数の先生で、ふだんの授業のほかのことも考えながら、次の授業の準備もしないといけないということも思ったりしながら、児童の安全を確保しつつ、先ほど申したような性的少数者の子もいるかもしれませんし、単純に具合が悪い子もいるかもしれませんし、いろんなあらゆることを考えながら、子ども一人一人に泳げるようになってほしいとかという指導をしていくのが、今本当にこれから難しくなっていくんじゃないかなと思うんです。そしたら、プールの水泳の授業自体を、プールだけじゃなしに、授業自体を民間に委託することも考えてもいいのかなというふうには思っております。本当にこれだけの数のあるイン

フラ整備を一遍にするとはいきませんし、プールの授業がなくなってくる。中学校に関しては、僕も総社東中学校の出身ですからなかったんで違和感はないんですけど、小学校のときにプールの授業がないというのは、ちょっとかわいそう過ぎるのかなと。実際に、川や池で遊ぶこともあります。池は最近はあまりやってない。川や海で遊ぶこともあったら、水に対する危なさ、危険性を知る意味でも、着衣泳とかも必要でしょうし、普通に泳げるということも必要でしょうし、それらをいかに確保していくかってことになると、民間委託というのは考えていかなければならないのかなというふうに思います。ここをある程度具体性を持ってそろそろ取り組む必要があるのかなと、この経過年数を見ると、プールの年数を見ると思うんですが、すみません、もう一度繰り返しのなるかもしれません、いかがでしょうか。

○委員長（萱野哲也君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 溝手副委員長の再度の御質問にお答えいたします。

本当に最初に説明いたしましたとおり、かなり設置年数が経過をしております。これからこのまま修繕を続けていくにしても、かなりの修繕費が見込まれるということになりますので、より具体的にどうしていくかというのをこれから考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 他にありませんか。

山名委員。

○委員（山名正晃君） ちょっと副委員長とかぶるところはあるんですけども、ちょっと更衣のことに関してお聞かせください。

今、男女で一緒に着替えてるというのはありますか。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 男女別に着替えていると思います。

○委員長（萱野哲也君） 山名委員。

○委員（山名正晃君） それは、全てを調査して、着替えてるという判断でよろしいですか。実を言うと、着替えてるらしいんです、男女一緒に一つの教室で着替えているところもあるという話だったんで。だから、それが小学校の低学年だったら、まだそういうのが分からないからいいのかな。それは、個人差によると思います。だから、どの時点で男女を分けていくのか。それでも、小学校1年生から既に分けていくのこともありますし、これはもっと一つ前の段階になると、幼稚園のところからもそうなんです。幼稚園の頃からも、水遊びのあるときは男女一緒に着替えているみたいです。ということなんで、先ほど性的マイノリティーという話もありましたけど、そもそも性の時点で分けるときになると、小学校1年生の時点で分けていくべきじゃないかなと思うんですけども、そこのところはちゃんと全ての学校でそれができるようにしていただけますか。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 山名委員の再度の御質問にお答えいたします。

すみません。把握が十分でありませんでした。全ての学校で何年生から別々に分かれているかというようなことは、すみません、把握できておりません。また、来週は、校長会もあります。本年度の水泳学習は終わっていますが、来年度に向けて、またそのあたりを学校のほうでも話をしていきたいと思っております。

○委員長（萱野哲也君） 他にありませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） すみません。1点だけ、簡単に。

これは、学校の在り方という、プールの1年の在り方ってことなんですけど、修繕費って書いてある。ちょっと修繕費についてどういったものがありますか、これは。ちょっと簡単に、どういったものがあるのかなと思って。

○委員長（萱野哲也君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 修繕費の具体的な内容についてでございます。

一番お金がかかるといいますか、コスト的にかかるもので言うと、プールの中の塗装でありますとか、防水用のシートを張るとか、そういったものが一番コスト的にはかかってまいります。あと、学校プールに限らずですけど、水質を維持するためのろ過器があります。そういったものの取替えになりますと、先ほど申し上げましたように、何百万円という単位でコストがかかってくると。ろ過器自体もかなり古いものになっておりますので、そういったものが故障すれば、そういったものの修繕も必要になってくると。また、これはプール本体ではないですけども、プールサイドの亀裂とかが入ったら、その修繕とか、そういった大小様々な修繕がございますので、先ほど年度別の金額を申し上げましたけれども、小修繕で終わるような年もあれば、大きい修繕を施さないといけないという年もあります。大小様々な修繕でございます。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 分かりました。ありがとうございます。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） ないようでありますので、この際私より申し上げます。

本件についてさらに調査を行う必要がある場合は、委員間で自由討議を行う場を持ちたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） それでは、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、本日この程度にとどめたいと思います。

次に、調査事項の（6）、学校・園での熱中症対策についての調査に入ります。

では、当局の説明を願います。

学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 調査事項(6)、学校・園での熱中症対策について御説明いたします。

12ページを御覧ください。

まず、学校・園におけるエアコンの設置率についてですが、各校・園とも、保育室、普通教室は100%の設置率となっています。幼稚園、認定こども園の遊戯室や職員室など、保育室以外の部屋では昨年度末が81%で、今年度実施予定のものを加味しますと、85%の設置率となっております。

なお、保育室と保育室以外の部屋を合わせた全体の設置率を申し上げますと、昨年度末が92%、本年度末の見込みが93%でございます。

次に、小学校の特別教室につきましては、昨年度末が37%で、今年度実施予定のものを加味しますと、46%の設置率となっております。

なお、普通教室と特別教室を合わせた小学校全体の設置率を申し上げますと、昨年度末が84%、今年度末の見込みが86%でございます。

次に、中学校の特別教室につきましては、昨年度末が47%で、今年度は現段階で実施が確定しているものがございませんので、今年度末の見込みも同じく47%の設置率となっております。

なお、普通教室と特別教室を合わせた中学校全体の設置率を申し上げますと、昨年度末、今年度末の見込みは、ともに83%でございます。

次に、学校・園での熱中症対策についてですが、小まめな水分補給、特に幼児や小学校低学年には、水分補給のタイミングの声かけを行っております。その他、活動時間を短縮し、休憩を頻繁に確保すること、暑さ指数による活動の制限や給水のタイミングの判断、スポーツドリンクの持参許可、マスクを外すことの推奨、体育の授業内容の精選、健康観察を丁寧に行うこと、また冷却タオルや日傘といった熱中症対策グッズの使用許可、大型扇風機の活用、休日の部活動では着替えを推奨し、汗でぬれた衣類を着たままにしないということ、また特に小学校では登下校の荷物を減らすように声をかけていたり、園のほうでは園庭で遊ぶ際に園児の遊び場にテントなどで影をつくるなどの対策をしております。

熱中症の対応としては、13ページにありますファーストエイドカードを活用しております。このカードは、熱中症以外にも様々な応急処置、対応の種類のものであり、養護教諭が中心となり、吉備医師会や消防署の御意見もいただきながら、令和元年度の夏に完成したものです。このカードを市内の認定こども園や幼稚園、小・中学校、調理場に常備しております。特に、熱中症対策については、養護教諭が不在でも全ての教職員が対応できるように研修も行ってしております。赤色、黄色、緑色のそれぞれの状況別に対応の流れが示されておりますが、赤色の場合は救急車を要請すること、黄色や緑の場合でも、水分補給ができない状況であれば救急車を要請することとしております。

事務局の説明は以上です。

○委員長（萱野哲也君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山名委員。

○委員（山名正晃君） 今、学校は夏休みに入っていますが、7月も結構暑い日がかかなり続いたとは思いますが。今回、この調査事項の中でもちょっとお聞きをしたいんですが、まず熱中症対策の中で、熱中症指数モニターですね。熱中症アラートが出て、これが出たら、校庭で遊んでる人とかも中に入れてもらってというような多分指示を出すというふうにはちょっとお聞きしたことはあるんですけども、7月のときに中に入りなさいよというような、そういう指示はどれぐらい出ましたかね、このアラートとしての。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 山名委員の御質問にお答えいたします。

熱中症予防の関係でガイドブックが出ておりますが、暑さ指数で判断することが難しいというふうにされております。この暑さなんですけど、今年度は31を超える状況というのは、数字的には実は発生はしていないというふうに聞いております。ただ、気温の高さのことがありますので、例えば小学校でしたら、今日はちょっと外で遊ぶのはやめようとか、そういった声かけは状況を見ながらしている状況です。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 山名委員。

○委員（山名正晃君） 分かりました。その中で、登下校のところであったり、授業中とかもあるんですけども、子どもが水分補給の時間を小まめに確保というのがあります。これは、よく報道であるのが、体育の時間であったりとか、プール、部活動であったり、熱中症に変わることが結構多いとは思いますが、水分補給を体育の時間ですとか、さっきも話したプールですね、そのときというのも小まめにしっかりと確保ができていくのかということと、子どもらは基本的に水筒を持っていくはと思うんです。水筒の中の水分がもしなくなってしまった場合、学校でその補給ができるのかということと、給水があるんだとか、ないんだとか、そういうのというのは各学校でしっかりと対応ができてるんでしょうか。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 山名委員の御質問にお答えいたします。

まず、水分補給ですけれども、体育の授業でも水筒を持っていくようにしております。状況を見ながら、10分単位であったり、15分単位、また活動によっては、活動後に水分を補給するように伝えております。水分については、子どもたちも多めには持ってきているんですが、どうしても下校のときになくなってしまっているようなときには、水道の水などを活用して、何らかの水分は持っていくようにというふうに対応しております。お茶を配ったりとか、そういったことはできていない状況だと思います。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 山名委員。

○委員（山名正晃君） 分かりました。水だけでいいのかは、ちょっと対策としてはどうかなというのと思いますが、ちょっとそれを聞かせてもらいたいんですが、プールですね。先ほどもありましたが、プールの授業自体をとという話もありましたが、プールって例えば見学とか、体育とかも見学とかもあったりすると思います。見学のときは、プールサイドですとか、体育のときも見学のときは、ちょっと同じ校庭のところで、じゃあそのところで見ときなさいというようなことがあったりするのか、いわゆる別室で自主学習をするのであれば自主学習をしてもらうとか、そういうふうな対応になってるのでしょうか。これは、実はちょっと話があって、プールを見学するのも、プールサイドで見させられることがあるんだというふうに。日陰か日に当たるかはちょっとそこは分からなかったんですけど、そういうのがあって、言ったら、プールを休んでるわけなんで、別に水に触れるわけでもなくて、外にいる必要性はそんなにない、見て学べというところにはなるんか分からないんですけど。そういうふうなのがあって、熱中症になる可能性は高いですね。そういうプールサイドにただいるだけというふうになると。そういうふうな見学のときの対応とか、そういうのは今どうなってますか。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 山名委員の再度の御質問にお答えいたします。

見学のときには、基本的には日陰になる、涼しいところで見学をしております。ただ、見学ということは体調不良での見学ですので、状況によっては、涼しい別室でとか保健室で過ごしたりということもありますが、基本的には学習内容を見るということで、日陰での見学というふうにしております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 山名委員。

○委員（山名正晃君） それをサイドで見る必要があるのかなという、学習を見て学べという部分があるかもしれないですけど、むしろ体調不良でいますんで、それが熱中症も加わってさらにひどいことにならなければいいんですけども。そういう対応でいくって言うのであれば、そうですか。登下校のときでも、そうですね。熱中症対策グッズを使用できるということで、登下校の姿をこの前もちらっと見させていただいたら、子どもによっては日傘を使ったりとかという子もいました。それは人によって違うとは思いますが、ここですね。熱中症対策グッズを使うことに関して、これは全体的に言えるかもしれないですけど、実は学校ごとのルールみたいなことがあって、ここの学校はちょっとそういうのを持ってくるのは駄目なんだよとか、日傘を使っていいのであればいいで、全てに周知する必要性もあるのかなと思うんですが、そういうふうに学校独自のルール、校則というもので、こういうのが縛られてないかなというのがあるんですが、そのところは分かりますか。なければ、ないでいいですよ。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 山名委員の御質問にお答えいたします。

コロナが始まって、たしか夏休み期間が短くなったときに熱中症対策ということで、日傘であったり、冷却タオル等は、それ以降認めておりますので、禁止というふうにはしていません。校長から話を聞くのに、最近ではだんだん使いやすくなっているというか、日傘を差している子どもも増えたというふうに聞いております。使わせてほしいというふうに思っている子どももおりますので、それを禁止したりはしていません。ただ、禁止されているというふうにもしかして思っておられる方がいらっしゃるかもしれないので、使うことができるということを学校から改めて保護者に周知することも必要かと思っておりますので、そのあたりも2学期開始に向けて、部活に関しては2学期を待たずにしていることですので、学校からも連絡するようになりたいと思います。

○委員長（萱野哲也君） 他にありませんか。

小野委員。

○委員（小野耕作君） 熱中症対策で、2学期も当然まだまだ暑い日は続くと思うんですが、この中でも登下校の荷物を減らす、声かけというのがあるんですが、今GIGAスクールが始まって、家庭に学校で使ってるパソコンを持って帰って、授業をしたり、宿題をしたりとかして、毎日多分持っていってると思うんです。5、6年生の子は体格も大きいんでいいんですが、3年生からですね、あれ。1、2年生は持って帰ってないと思うんですけど、3年生からですね。体格の小さい子とかがいて、1回ちょっと持たせてもらったんですけど、かなりパソコンは重いので、ランドセルは教科書がいっぱい入ってる。かなりの荷物になりますので、何かちょっと熱中症の対策としてパソコンの取扱いを、カリキュラムもあると思うんですが、ちょっと考えていただきたいというのが実感なんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 小野委員の御質問にお答えいたします。

7月になって、市内の小学校3年生以上はパソコンの毎日の持ち帰りということで進めております。1、2年生も、一斉にはないんですが、学校の活用の実態によっては、1、2年生でも持ち帰りをしている学校があります。熱中症対策で、教科書、荷物を置くということもなんですが、この持ち帰りが始まって荷物が重い状況ですので、教科書などを置いて帰るということで子どものほうはしております。今後も、持ち帰りは進めていきますので、毎日持ち帰りはあります。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 他にありませんか。

深見委員。

○委員（深見昌宏君） いろいろ熱中症のほうは大変でございます。

先ほどからの保護者に向けての注意喚起、子どもに関することで、私もスポーツの指導をしております、そういったことを子どもたちにも指導はしておるんですけど、保護者に対してそうい

う指導をしていかないと、子どもたちが家でゲームをしたりパソコンをしたりして、睡眠不足が結構多いんですよ。飲物は、今どきですから、基本的には皆たくさん持ってくるんですけど、ちょっと体調が悪いという子どもが出たらすぐ休ませるんですけど、まずその確認したときに、やはり前日の睡眠不足というのが割と多いんです。我々は、指導者として、二、三日前から睡眠不足の解消をさせてくださいと、ゲームをさせてはいけませんよというのは、保護者に全部LINEでお送りするんですけど、そういったことを保護者のほうに学校側から、するなとかと言うんじゃなくて、睡眠をしっかり取るようにというような形の指導とかを保護者に対してそういうことはされてますか。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 深見委員の御質問にお答えいたします。

確かに、睡眠不足であったり、あときちっと3食食事を取るということ、いろいろと家庭での配慮も必要ですので、学校では保健だよりを養護教諭が毎月発行しております。そういったたよりの中でお願いをしております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 深見委員。

○委員（深見昌宏君） すみません。要は、本人の認識、保護者の認識、これがかめていかないと、学校の先生方も本当大変な思いをする。なかなか本当にみんなに目配せができてないという状況がうまれると思いますんで、これは先生方だけじゃなくて、子どもたち自身にもそういったことを認識させる、保護者にも分かっていたくということのをこれから啓蒙していったほうがいいかとは思いますが、プリントを配るとか、そういったことも含めてやっていっていただきたいなというふうに思います。どうぞよろしくをお願いします。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 保護者と子どもたち自身も意識をしていかないといけないということで、他の学校のほうですと、生活の連携カードとか、そういったことも活用しながら正しい生活ができるように、子どもたちにもしっかり話を引き続きしていきたいと思っております。

○委員長（萱野哲也君） 他にありませんか。

副委員長。

○委員（溝手宣良君） 失礼します。睡眠と食事のことを聞こうと思ってたら先に質問が出て、そのとおりで、本当にここが大切なので、私のほうからもよろしくお願いたします。

山名委員の質問の中にもあったと思うんですけど、要は、水分補給をするために児童は水筒を持っていったらと思うんですけど、それなりの量を持っていくんですけど、朝持っていくときにはそれが少々重くても確かにものすごく心強いんで、冷たい水がここにあるというのは。帰りは空っぽになつとるから、とてもじゃないけど、こんな重てえものを何で持って帰らにやあいけないのんじゃないかなんですけど、それがさらに重いということでも熱中症を招くし、補給するべき水分がないとい

うことでも熱中症を招いてしまうことになるんですが、恐らくなかなかコロナ禍もあって難しいかもしれませんが、昔中学校にはウォータークーラーが普通にあったと思うんです。なくなったら、ウォータークーラーなどから補給したりできてたのかなとか思うんですけど、小学校とかはウォータークーラーの設置、それがもし仮に設置できないんだったら、衛生上の問題とかもあるんだろうというふうには思うんです。ただ、明らかに大きい水筒を持ち歩くということになると、それは大変な作業なので、実は、我々が例えば4リッターぐらいのものを持って歩きよると同じような感覚だと思うんです、子どもがそれなりの量の水筒を持って歩くというのは。なので、学校でどうか補給できるというようなことにはならないんですかね。これが、水道水を直接飲んだら衛生的にどうなのとか、ウォータークーラーでも、長いこともしそこにたまっていたら、その水の安全性はどうなのとか、いろんな危険性というリスクというのはあるのはもちろん分かるんですが、どうか学校で補給ということは考えられないんですかね。ちょっとそのあたりの考え方を教えていただきたいと思います。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 溝手副委員長の御質問ですが、すみません、ウォータークーラーを中学校は設置ができているかと思うんですが、小学校がどのくらい設置ができているかを、ちょっと私自身が把握ができておりませんで、設置ができていても、コロナ禍もあって使用禁止にしていたという状況もあります。ウォータークーラーを各校にたくさんの台数を設置ができるものならあるといいなと思うんですが、ちょっと予算の関係もあると思うので、今後関係課とも相談をしていきます。すみません。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 今、当然予算が絡むことなので即答ができないというのはもちろん分かるんですが、今答弁の中にもありましたように、コロナ禍でウォータークーラーの使用を禁止していたというのがあると思うんです。じゃあ、今はもう5類に下がって、そこまでの対策が必要でなくなったのであれば、ウォータークーラーを活用しているのか、小学校でも、中学校でも。そのあたりも把握はされとって、ウォータークーラーが使用可能なのであれば、そのウォータークーラーから自分の水筒へ補給するという行為自体は可能なんですかね。

○委員長（萱野哲也君） 教育長。

○教育長（久山延司君） ウォータークーラーについてですが、これはコロナ禍前から衛生上の問題があるということでは言われていました。ただ、禁止まではしてなかった。おっしゃるように、中学校にはあって、子どもたちは活用していましたが、たしか総社東中学校でしたかね、4階ぐらいになると水圧が落ちるんですね。だから、あまり上へ飛ばないから、口をつけるぐらいまでいかないといけないみたいで、そういうようなことで、余計に衛生上の問題がある。それはあるんですが、それでも使用できる範囲では使用している。多分、今もしてると思います。ただ、ウォータークーラーも水道水ですので、冷たいというだけで、普通の水道水と変わらないと思います、衛生上

はね。それで、普通の水道水をつぎ足す。それではいけないということであれば、本当に自動販売機を置くしかないぐらいに思っています。ただ、そこまでちょっと踏み切れない。お金を学校へ子どもが持ってくるということになりますから、また違う問題が起きてくる可能性がありますのでね。そういうこともあって、現在のところは大きい水筒を持ってくるか、小さい水筒を二つ持ってくるか、持ち運びは大変なんだけど、持参するしかないかなというふうには思ってます、つぎ足さんだったら水をつぎ足すということで。学校ではずっと昔、私が子どもの頃は、それはお茶を学校で炊いていただいていたけど、そういう時代ではないと思って、そういうことで方法としては、今申し上げた方法しかないかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） ウォータークーラーに関しても、事情は以前にも聞いたことがあって、今おっしゃったような理由なんだろうなというのはもちろん承知はしておったんですが、もうそろそろこの暑さは背に腹は代えられないというぐらいの暑さで、本当に冷たい水が仮に飲用できなかったとしても、例えばタオルを冷たい水で濡らして冷やすでも随分変わると思いますし、それこそあまり気にしない子だったら頭からかぶるでも全然熱中症対策にはなろうかと思えますし、稼働が可能なのであればしっかり稼働していただいたり、設置していただいたりというのは、できれば広めたいなと思うのが私の思いでございます。今の御答弁だと、いわゆる学校の水道水を自分の水筒に足すという行為は別に構わないというふうを受け取ってよろしかったんですかね。

○委員長（萱野哲也君） 教育長。

○教育長（久山延司君） 大体水筒を凍らせてくる子が多いですね。ペットボトルの中へお茶を凍らせてくる。それが溶けてきます。溶けたものに、また水をつぎ足すというようなことについて、それはいけないというふうには言ってない。そうするのがいいとは言えないけどね、生の水道水ですから、それが一番いいとは言えないんですけど、今のところそれを禁止するということまではしてないということです。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 承知をしました。いかに子どもの負担を減らして、水分補給をしっかりしていただくかって、ぬるい水って、えらいなあ、飲みたいなと思っても、なかなかちょっと飲みにくいし、飲みたくないですね。暑いときは冷たい水のほうがいいので、できるだけ冷たい水で対応ができるように、これからも鋭意努力を続けていただきたいというふうに思います。

それと、体育館等で大型扇風機の活用というふうになって、屋外に設置するミストが出るような扇風機も活用していただいているんだろうというふうには思うんです。故障していたりするものもあるようですから早めに直していただきたいなというのと、あとそれこそ体育館にエアコンを設置しようというふうなお考えはございませんか。

○委員長（萱野哲也君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 副委員長の再度の御質問にお答えいたします。

まず、大型扇風機等で故障しているものがあるということでございますので、そういったものは必要に応じて修繕のほうをさせていただければというふうに思っております。

それから、体育館につきましてのエアコンの設置でございます。これは、かなりの金額といえますか、予算を伴うものでございますので、今のところ具体的な計画は持っておりません。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 今のところは具体的な計画は持っていないということで、承知をいたしました。承知をいたしました。これからはどうしても体育館で活動するといっても、かなりの熱気が籠もって運動に適さないと。または、ここの委員会の所管は越えてしまいますけれど、災害時の避難場所にもなったりするので、体育館へのエアコンの設置というものも、場所によっては早めに設置したほうがよいような学校もあるのかもしれませんが。そういったことも含めて、横とのつながりも取りながら、エアコンの設置を検討していただきたいというふうに思います。

それはそれで次に移るんですが、次に皆さんもこれまたニュースでセンセーショナルに報じられましたし、よく御存じと思うんですけど、山形県米沢市で部活動を終えて下校中の中学1年生の女子生徒が途中で倒れて亡くなってしまったというようなニュースがありました。これも当然熱中症が原因であろうというふうなことで言われているんですが、先ほど熱中症アラート等が出ると、屋外で遊ぶのは今日は控えましょうとかというふうな指導をしているんだということだったんですが、これは学校として屋外での活動は今日はやめましょうと言いながら、部活動は外でしてるといような実態はあったりするんですかね。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 溝手副委員長の御質問にお答えいたします。

暑さ指数のほうは31を超えると、活動のほうはしません。今は、体育館の中、そして運動場、また携帯用のそういった測定するものを見ながら活動をしているので、その数字を見て、いつもよりも短い活動で水分補給が必要だろうというような、そういった判断をしながら活動のほうをしているという状況です。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） この前のニュースになった事故でもそうですけど、活動中はかなり担当の顧問の方も注意をして休憩を取っていたし水分補給もしていたが、どうやら帰りに容体が急変したというか、急遽発症したのか、自転車をこいで行って熱中症になったのか、ちょっとそこまでは分かりませんが、要は、活動中は大丈夫でも、その後がってこともあったりするので、今は熱中症というものが本当に怖いというか、そういう状況にあります。部活動の件に関しては、暑さ指数で活動を控えているというのは承知しました。

では、自転車で登下校をしている生徒が多いと思うんですけど、特に中学生はヘルメットをかぶります。今、努力義務化もされたので、高校生、社会人もかぶらなければ本来ならないんですが、中学生は本当に正しく、教育長は自信を持って中学生は100%であるというふうに答弁されたこともあるように、かぶってくれているので、いいことなんですけど、逆に熱も籠もりやすいということなんですけど、こういったことに関して、例えばヘルメットのデザインを今後改めて、もうちょっと通気性のいいものにしようという考えであったりとか、または登下校中に例えば遅刻をしそうであっても、体調が悪ければ、頑張らずに休めばいいんだよとか、帰りも休み休み帰ったほうがいいんだよとか、そういった指導はされていますでしょうか。また、今後されるつもりがあるでしょうか。ちょっとお尋ねいたします。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 溝手副委員長の御質問にお答えいたします。

部活動において子どもたちがどういった状況に体がなれば危険かということをもっと知らないと訴えもできませんので、活動の前には、こういった状況になったときには必ずと言うようにというように声かけをしていたり、活動が終わったときに、今から帰るけど体調はどうかというような確認はしております。帰るときに何かあったときに、2人とか3人いれば、友達が助けてくれる、誰かに連絡も取ってもらえるので、一人で帰らないということはこれまでも言うてはいたんですけども、この間の山形県のこともありましたので、再度学校のほうでは、帰るときに一人で帰らないということを徹底してまいります。また、活動の途中で手のひらを冷やすであったり、そういった対応なんかもしております。また、ヘルメットのデザインの変更についてですが、今現在は変更することとは考えておりません。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 承知をしました。ヘルメットのデザインを変更すると簡単に口では言えますけど、なかなか難しいことは分かっております。なので、暑い、えらいと思ったときに、要是、停車をしたらヘルメットを脱いで全然大丈夫なので、そういった対応もしていいんだよとか、朝でも熱中症には当然なるので、遅刻しそうだからというて頑張らなくても、体調が悪かったり、気分がもし悪いなと思ったら止まって休むんだよといったような指導も今後は必要になってくるのかな。やはり、真面目であれば真面目であるほど、絶対遅刻しないように、そもそも論で言えば、もっと早く出なさいってことなんですけど、でもそういうこともあると思うので、命は返ってきませんので、一度失うと、そのあたりの指導をお願いしたいと思います。

もう一点、部活動に関してなんです。決して批判ではないので普通に聞いていただきたいんですが、部活動において暑さ指数が31を超えておれば原則禁止ということなんですけど、それがもし仮に中学校体育連盟主催の大会であったと。その大会を開催中、試合中にその暑さ指数を超えた場合というのは、大会運営上は、その大会を途中で中断したりとか、もう始まっとなんかから最後まで

いくとか、そういった、そこの何か配慮というのはあるんですか。

○委員長（萱野哲也君） 教育長。

○教育長（久山延司君） 現在の中学校であれば、中学校体育連盟がどういう決まりにしているかという事は定かではないんですが、先日総社西中学校、総社東学校が野球で県大会へ出ましたので、県大会を観戦したんですが、何か故障とかあったら全員入れるとか、割と配慮はしています。ダッグアウトの中へ入れることとか、長時間外におらせないような。あの日もかなり暑くて、日曜日でしたけど、今になって皮がむげよんですけど、そういう状況であっても試合は継続していました。それから、その前に総社南高校が結構勝っていったんで、高校野球も見に行っただけですけど、それは給水タイムというのを3イニングか、そのくらいで時間を取っていましたけど、全員ダッグアウトへ入れて休憩とか給水タイム、そういうようなこと、いろいろ熱中症の対策は以前よりはかなりしています。かなり敏感になっています。ただ、アラートが31を超えたら試合途中でも中断するか。一時的には中断する、イニングの切れ目なんかで中断することはあるかもしれませんが、中止にするということはないと思います。これは、テニスとかサッカーとか、そういうような競技も同じようでないかなと思います。休憩はかなり小まめに取っている、給水も取っていると思います。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 承知をしました。かなり従前に比べると、そういった対策は取っていると。学童の軟式野球でも、例えば1イニングの攻撃が非常に長くなるときってあるんですよね、一方的な展開になって。そういうときに何分だったか、15分だったか20分だったか、ずっと攻撃が続いていたら、どのような状況でも一旦そこで休憩をするというようなことを取り入れて今はいますから、そういった対策というのは進んでるんだと思うんですが、例えば最近甲子園のことについても言及があったりするんですけど、そもそも大会自体を夜に行うとか、いわゆる夜間照明設備を利用して、涼くなった夜間にそういった活動をする、そういったふうに夏季はシフトしていく、そういったことも検討をする時期に来ているのではないかなという気がするんですが、そういったお考えがおありか、今後また取り入れるつもりがおありかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思うんです。

○委員長（萱野哲也君） 教育長。

○教育長（久山延司君） 夜に行うとなると設備の問題がかなりあると思いますし、それから中学生といえども子どもですので、子どもを夜に活動させる、かなり遅く、野球、それからサッカー、テニス、少々の活動でもかなり時間がかかる競技ですので、そういう問題もあります。現在のところそれは考えていませんが、始める時間を早くするとかということはあるのかなと思います。今後、中体連のほうとも、そういう熱中症対策、そして時間をずらすということも含めて協議していきたいと思います。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 承知をいたしました。確かに、総社市内は夜間照明設備がほぼないので、なかなか難しい。だから、これは総社市として取り組んでいかなければならない問題だろうというふうに思います。これが、子どもの熱中症、今回は学校・園での熱中症対策なんでこの話ですけど、これは社会人にも言えることなので、当然高校生にも言えることなので、夜間照明を増やしていかなければならないのではないのかなというふうには思います。この委員会の所管を越えてしまうので、夜間照明についてはここにとどめますが、今後熱中症対策というのは本当に重要になってくるので、細心の注意を払っていただいて、子どもたちの安全を守っていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○委員長（萱野哲也君） 他にありませんか。

山名委員。

○委員（山名正晃君） ちょっと一部追加でお話を聞きたいんですけども、登下校のときに熱中症対策グッズを使用とかもなってるんですが、先ほど日傘を使えない雰囲気があるんであれば使えるように通知していくってのがありましたが、本当に登下校、特に下校時ですね、小学生の子とか低学年になると一番暑い2時台に帰ってきたりとか、3年、4年生になっても3時台に帰ってきたりとかって、一番ものすごい暑い時間帯に帰ってくることが多いと思うんです。登下校班によると思うんですけども、途中で休憩をして水分補給をするところもあれば、ないところもある、そのまま帰ってしまうところもあって。たまたま自分が登下校でついていったところは、下校で一緒についていったんですけど、途中で日陰のところまで止まって、緑のジャケットのボランティアの方がちょっとここで1回休憩して水分を取ろうやって言って、水分をみんなでちゃんと取れる時間というのがつくられてたんですよ。これが、その班はあるかもしれないですけど、ほかのところの班はなかったところもあって、そういうところを全体的に周知をやっていっていただきたいというところと、グッズですね。グッズでもいろいろあると思うんです、日傘であったり、何か首に巻いて冷たくするやつですとか。今だったら、ランドセルに保冷剤をつけるようなアタッチメントみたいなのがついて、そこの中に保冷剤を入れると、ランドセルと自分の背中のところは熱がなくなるんだとかあると思うんです。そういうのが、言うたら、ランドセルを販売してる会社から販売されてるもんなんですよ。そういう附属品をつけるということが校則に違反するんじゃないかというふうな勝手に思う部分とかがあると思うんです。例えば、本当に日差しに弱い子でしたらサングラスをかけるとか、これはまた熱中症とかと別の話にはなりますけども。だからこの学校はいいけど、この学校のルールだと駄目だよなどというふうにはならず、それは登下校班も、ここはいいけど、ここはやってないとか、そういうようにはならず、全体的なその周知というの、これを行っていただきたいんです。一つとしては、熱中症対策グッズですよ。ここまではいいけど、ここはこれはやめようやというようなことを一旦ちょっと協議というか、それを考えていただきたいんです。ち

よっとそのあたりも踏まえて全体的に周知していただきますでしょうか。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 山名委員の御質問にお答えいたします。

まず、特に下校中の水分補給についてですが、班によっては、決まった場所で止まって、そこで飲んでいる班もあります。その決まった場所ではなく、とにかくいつでも飲んでいいということで飲んでいる班もあります。地域の見守りの方がかなり声をかけてくださるので、水も本当に頻繁に取りながら帰っているというようなことも聞きます。ただ、市内で統一して、例えば帰る途中必ず1箇所まで止まって飲むとかというような統一はしていません。それを統一するのがいいののかも含めて、また検討のほうもしていきたいと思っております。

熱中症の対策グッズについては、日傘であったり、冷却タオル、あとうちわ、あおぐもの、そういったものは許可をしております。ただ、これもコロナの1年目のときに、ハンド扇風機というんですかね、それを協議をしたんですが、髪の毛の長い子がそこに絡まって逆に危険なのではないかということで、その使用は認めるべきではないというふうにした話になりました。今のお話を伺いながら、ランドセルの中に保冷剤を入れる、そういったものがあるということを私自身も知りませんでした。今いろいろな熱中症のグッズも出てきていると思いますので、また改めて安全性も考えながら検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） ないようでありますので、この際私より申し上げます。

本件についてさらに調査を行う必要がある場合は、委員間で自由討議を行う場を持ちたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） それでは、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、本日この程度にとどめたいと思います。

しばらく休憩いたします。休憩は10分です。

休憩 午後2時35分

再開 午後2時44分

○委員長（萱野哲也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、調査事項の(7)、学校園の危機管理体制についての調査に入ります。

では、当局の説明を願います。

教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 続きまして、調査事項の(7)、学校園の危機管理体制について御説明をいたします。

資料は14、15ページとなります。

まず、14ページの1、出入口の状況を御覧ください。

出入口・門につきましては各校・園によって異なりますが、引き戸やアコーディオン型、開き戸といった種類のもを設置しております、また1箇所につき引き戸と開き戸を併用したものもございます。出入口の数で申し上げますと、小学校では二、三箇所、または4から5箇所の学校が、合わせて全体の5分の4を占めております。幼稚園、中学校では、二、三箇所の学校・園がそれぞれ全体の4分の3を占めている状況でございます。

次に、2のフェンス、ブロック塀についてでございます。

平成30年6月の震度6の地震によりまして、大阪府高槻市で発生しましたブロック塀倒壊事故の後、本市でも市所有の施設におけるブロック塀の緊急点検を行い、これまで必要な措置を講じてきたところでございます。各校・園においても、法令に適合していないものについては改修を行ってまいりました。現在、ブロック塀自体がない学校・園は、幼稚園、認定こども園では15園、小学校では4校となっております。ブロック塀が設置されております18の学校・園につきましても、大半はブロック塀ではなくフェンスを設置しております、ブロック塀についても、高さ1.2m以下のものが多い状況でございます。

なお、高さが1.2mを超えるブロック塀もございしますが、控え壁を設けるなど、全て法令に適合しているという状況でございます。

次に、3の危機管理体制についての主な取組についてでございますが、毎年各校におきまして防災マニュアルの点検を行うとともに、教育委員会においても点検、確認をしております。そのほかにも、防犯教室の実施、登下校における地域の方の見守り、メールを活用した不審者情報の提供、避難訓練の実施などを行っております。

続きまして、15ページを御覧ください。

4の来訪者への対策の状況でございますが、校門の管理や受付、名札着用や記名、それから防犯カメラやインターホンの設置といった各学校・園における対策につきましては、幼稚園と認定こども園、小学校、中学校ごとに全体数に占める割合で示しております。

なお、校門の管理につきましては、中学校で75%と、4校中1校で行っていないという状況でございますが、その学校においては、受付や来校者の記名などにより対策を講じているところでございます。

説明については以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

副委員長。

○委員（溝手宣良君） すみません。これが、私がちょっと何県何市だったかさっぱり忘れてしまったんですが、今年小学校に軽トラックで殺意を持って侵入して、児童を3人か4人をはねたとい

うような事件があったと思うんです。あれを受けて、余計こと強く危機感を持ったんですが、私の知る限り、総社市内の小学校って門には施錠はしてないと思うんです。門を閉めているということはあっても、施錠はしてないと思うんです。あと、施錠はしてなくても、門が閉まってれば、それだけで十分侵入する意欲をそぐには一定以上の効果があるかとは思いますが、でも登下校時であったり、または下校を完了した後とか、そういったとき、または時にはこれから来客が来るというのが分かっているときに、あらかじめ親切で開けてくださったりとか、そういったことがあると思うんですが、そういったときに当然学校敷地内にまだ児童であったり生徒であったりが残っているという状況は日常茶飯事だと思うんです。中学校であれば部活動をしていますし、小学校であれば小学校の敷地内に放課後学童保育施設があるので、そういう状況なんですけど、いつでもそういった悪意を持った人が侵入して子どもを襲うということができる状況だと思うんですが、今後これは総社市としてということになるかと思うんですが、このままでよくて、総社にはそんな人が絶対現れませんというふうなスタンスでいくのか、やはりそういうことが起き得るというスタンスで少しずつでも改善を試みていこうと思うのか、まずはそこをお聞かせいただきたいと思うんです。

○委員長（萱野哲也君） 教育長。

○教育長（久山延司君） 不審者の侵入であります。これは本当にいつどこで、どこの学校で起こり得るか分からないということでもあります。おっしゃるとおり、施錠はしていない。閉めてはいますが、できるだけ小まめに閉めますが、施錠はしていない状態であります。今回の事件を受けて、小まめに閉めるということがかなりの効果があると思っていますが、現在のところ小まめに施錠をするというところまでは実際問題できないと思いますので、長期に使わないというときであれば、それもありかなというふうに考えられるんですが、日々子どもがいる時間に施錠をするということは、なかなかできないと思います。だから、今考えられるとしたら、小まめに開け閉めする、その都度開け閉めするということを徹底すると。それから、防犯カメラをつけておりますので、防犯カメラがあるということは何らかの形で示すということも考えてもいいのかなというふうに思います。今できる対策としては、そういうことかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） これは、経験したかしてないかなんかと思うんですが、大阪の池田小学校でも本当に痛ましい殺傷事件があったと思うんですけど、あそこは完全に鍵をかけてますよね。防犯カメラの台数も多いですし、セキュリティーもかなりなことになっています。やはりそういったところとかを、当事者なくても、身近で経験していると、校外にあって、校外の学校の管理の緩さというのは、ちょっと信じられないぐらい緩いというふうに感じるようです。でも、現実には、それこそ数年前には、悠仁親王殿下の机の上にナイフを置くというような、たしか事件もあったと思うんですが、そんな皇室の方が通われてる学校でもその程度のセキュリティーなのですから、この

辺りの学校でそこまでセキュリティーを高めようというのはなかなか難しい話だとは思っています。だけれど、容易に車が侵入できて、容易に子どもを襲うことができる状況というのを、でも今実はその状態にあると思うんです。なので、それは改善していただきたいなというふうに思うんですよ。特に、自分は阿曾小学校が目の前で、阿曾小学校にしょっちゅう関係するんですが、門を入ったらすぐ運動場で、今放課後学童保育の送り迎えも全部小学校の運動場の中に入ってくるので、どの車が何の車かさっぱり分かりません。朝、登校の時間帯に校門のところに私はおるんですけど、子どもに声かけしながら、朝保護者または祖父母の方が児童を送ってくる際も、この車が誰の車か、子どもが乗っていたら、ああと分かるんですけども、子どもの姿が確認できるまでは、ウィンカーを出してこっちに入ろうとされても、この人は何だろうかって、分からないけど、止めるわけにもいかないから入れるという状況にあるんですけど、それが不審者のことだってあり得るんだよなというふうに思うんです。普通、そこに大人がおったら、あまりそういう人もそこまでの行動には移しにくいんだろうとは思いますが、でもいつも私がおるわけでもございませんし、場合によっては校長先生も教頭先生も忙しくて校門にいなかったら、誰もいない状況でということもあり得るんですが、日常的に車がどんどんどん入ってこれる状況にある学校というのは、いつそういった事故が起きてもおかしくないですし、先ほど学童保育のときに話もちょっと言いましたけど、学童保育とか学校の送り迎えの際に保護者が児童をはねてしまうというような事故が起きてもおかしくない状況に本当にあるんです。本当にびっくりするぐらいの勢いでお子さんを連れてこられるんですよ、車が校門に入ってからホイールスピンするんじゃないかというぐらいの勢いで入ってこられる方がいらっしゃるんです。本当に車で学校の中に入ってもいいんだという認識になっていると思うんです。本来、車で学校の中に入れるものではないはずなんですけど、それが当たり前になっているという今の現状は改善する必要があると思うんですが、このことについてお考えをお聞かせいただきたいと思っておりますけれど。

○委員長（萱野哲也君） 教育長。

○教育長（久山延司君） 子どもの送り迎えなど、多くの学校で学校内で子どもを乗せて帰るという実態はあると思います。私がいた学校でもありました。かなりの下校する子どもと対向するわけですけど、非常に危険だなという、教員が出て左へ寄せと申す指示をしないと本当に危険な状態、これはどこの学校も校内に保護者の車が入ってくる、保護者に限らずですけど、入ってくる、学校へ、同じことが言えると思います。しかし、それを安全面で言うと、今総社東中学校では100m花壇、グリーンベルトですかね、ブルーだったかな、つけて、自転車はそこへというふうに決めてかなり改善されたようですが、安全面についてはそういう何らかの印をするという、そういうことでかなり変わってくるのかなと思います。

しかし、不審者については、そうはいかない部分があります。じゃあ、その都度施錠をすれば一番確かなんだと思いますが、なかなかこれは非常に難しいと思います、かなり不便になりますんでね。ということで、先ほども申しましたことを徹底する。それから、防犯カメラは録画もつけてお

りますから、それをしっかり玄関のところにアピールをするということは抑止力になるのかなというふうに思っているところです。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） すみません。施錠に関しては、本当に難しいことは私もよく理解できますし、また施錠までしなければならないと申し上げてるわけではなく、要は、学校に車で入ることが当たり前ではないんだということの徹底が要るんだと思うんです。今、教育長は総社東中学校のことをおっしゃったと思うんですけど、要は、通路の西側ですか、車が段差をまたぐみたいな形でずらっと並んでるんですけど、その脇にテニスコートがあってテニス部の子も時々は出てくるんですけど、ほかの部活動があって、何部かは僕は知らないけど、あそこをランニングしてるようなところもあるんですけど、当然朝たくさんの生徒が自転車で入ってきてる中を車が入ってきて、まあまあ勢いで通過していくんです。それが、保護者であったり、時々先生もいらっしゃるんですけど。学校の中に車で進入する際に、それが当たり前で、車が優先だというふうに勘違いしてるんじゃないかとさえ思えるぐらいの勢いの方がいらっしゃるんですよ。なので、本当にここは車で入ることは特別に許可はしてますけど、最徐行ですよ、本当に気をつけてくださいねという意識が、運転する側にもここは入っていくのが当たり前ではなく、送り迎えなんだから当たり前ではなく、仕方なしに入らせていただいているんだという意識が大切なんだと思うんです。そういったところが多分欠けていると思います。そういった観点から、正直保護者であったり、教職員の方に指導徹底をすることが安全につながるのかなと。児童生徒にも車が通るときには端に寄りなさいと言うのが当然のことでして、今までもされてきたんだと。それはそれでいいかと思うんですが、児童生徒だけではなく、保護者であったり、教職員であったり、出入りの業者もあると思うんですが、そういった方にもそういったところを徹底していただきたいと。そういうところを徹底しているということが、端から見てもあそこは厳しいねと見えるので、襲おうとする側からしても、要は、セキュリティが高いと見えるところと低いと見えるところだったら、低いと見えるところに行くと思うんです。万引き犯が店舗に入って、声をかけられたら万引きしにくいのと一緒だと思うんです。ここは意識が高いねというところを示すことが必要なので、そのために防犯カメラが見えやすいようにするとか、設置をアピールするとかということも一つあるんだと思います。そういったところの意識の改革をお願いしたいと思います。

あとですね、フェンスやブロック塀の高さなんですけど、ブロック塀があまり高いと、それこそ先ほど説明のときにもありましたように、倒壊の危険もあるからブロック塀は低いし、最近ほとんどフェンスに変わってるんだってことなんですけど、でもやっぱり高さが1,500mmというのはちょっと低いのかなという、大人であれば十分に乗り越えられるのかなというふうに思うので、もうちょっと外部から侵入するのを防ぐという意味でフェンスの高さを出したほうがいいのではないかなと。1,500mmって、この辺ですよ。それが、1,800mm、2,000mmあれば、やはり乗り越える

にはそれなりのリスクというか障害になろうということで、1,500mmではちょっと社会人、大人では侵入を防ぐのは難しいのかなという気がするんですけど、今後フェンスについて改善をしていこうというようなお考えはございませんでしょうか。

○委員長（萱野哲也君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 溝手副委員長の御質問にお答えいたします。

フェンスの高さは今回1.5m以上なのか未満なのかというふうな区分でお調べをしておりますが、当然学校によっては、1.5mというものではなくて1.8mとかあるものもございますし、特に中学校ですけれども、防球ネットを張っておりますので、実際にはよじ登って入るといっても難しいような学校もございます。ただ、防球ネットを張っていない面については、1.5mのものであったり、さすがにちょっと2mというのはあまりないんですけども、1.8mとか、そういったものもございますので、すみません、ちょっと資料のほうがそういった単純に1.5mで区分してありますので、必ずしも1.5mちょうどというものではございませんので。ただ、いずれにいたしましても、当然幼稚園とかは逆に低いんです。1.2m、1.3mのものもございますので、どういったものがあるのかというのは、またこのままでいいのかというのは、また考えていければというふうに思っております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 承知をしました。例えば、ブロック塀が1,500mm、それが1,200mmでもいいんですけど、その高さからフェンスをもう300mm足すとか、もう600mm足すとか、恐らく300mm単位でしたと思うんですけど、そのようにすれば、全部を取っかえるをしなくても、少しは安くなるのかなというふうに思ったりもしますし、できるだけセキュリティーを高めていただきたいなど。あるいは事故ということがあろうかと思うんですけど、そういう痛ましいことを聞くたびに、総社でそういったことが起きなければいいなというふうに思うわけでございます。そういった意味で、総社市内の子どもたちが通う施設に総社市で何かできることがあるのであれば、できるだけ積極的に施していっていただきたいなというふうに思います。施錠に関して本当に難しい。本当は、施錠じゃなしに、門も開けときたいなという思いもあるんだと思います。私も聞いた話ですが、なかなか学校に行きづらいという中で、今日頑張って学校に来てみたんだけど、門が閉まっちゃったからやっぱり入る気にならなかった、だから引き返したんだというようなことも聞いたりもします。だから、そのときに門が開いていれば入れて、例えば保健室までじゃったら行けたんだらうとか、そういったことも聞きますので、必ずしも施錠であったり、門が閉まっているという状態をつくらなければならないとも僕もそこを聞くとそう思うんですけど、でもやはり危険ということから回避するためには、そういった対策も必要ですし、そういったところへの配慮も必要なので、本当に難しい対応を迫られるとは思いますが、どうぞよろしくいたします。すみません。最後は質問になってませんでしたけど、質問しました。

○委員長（萱野哲也君） 教育長。

○教育長（久山延司君） ありがとうございます。いろいろ考えて、学校からもアイデアをもらいながら、できることを最大限にしていきたいというふうに思います。お金がかかることについては、また議会のほうにも御相談させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（萱野哲也君） 他にありませんか。

山名委員。

○委員（山名正晃君） ちょっとお聞かせをください。

ちょっと不審者の対応とかも、そういう防犯の話がありましたが、私の一番最初の一般質問の中で、幼稚園、認定こども園に関しては催涙スプレーを導入していただきました。この資料の中もそうなんです、そういう防犯対策グッズですとか、どういうのを用意しているかというのが、ちょっとこの資料の中にもなかったんです。幼稚園、認定こども園に関しては、そういうグッズを導入していただきましたけども、実際には小学校、中学校ですね、ここの中の話になってくるんですが、こういうところというのは用意されているのかどうかというところをちょっとお聞かせをください。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 山名委員の御質問にお答えいたします。

小・中学校の催涙スプレーについては、市として一律に設置というか、小・中学校にはありません。もしかして学校独自に準備をしているかもしれませんが、何校中何校というような把握は入ってきておりません。

不審者対応で、さすまたは全ての学校に置かれています。教職員の研修でそのさすまたを使う研修をしたり、そういったことはしております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 山名委員。

○委員（山名正晃君） 分かりました。そうですね。小・中学校のほうには多分導入はされてなかったかなとは思いますが。防犯教室でそれを使ってやると思うんですけども、幼稚園、認定こども園に関しては催涙スプレーを導入したことによって、それを使った防犯教室、多分その当時というのはさすただけだったんで、さすまたの防犯教室は見学はさせていただいたことがあるんですけども、実際にそのグッズが増えたということで、それを使った防犯教室をされてるのかどうかというところと、やはりどうしても不審者って、先ほどの諦める場合もあります。どうしてもという人は、塀を乗り越えても、何をしてでもぼっと入ってやってくると思います。それに関しては、本当に逃げる、もしくは犯人、不審者に対して無力化するということが、警察に連絡するのはもちろんですけども、そうです。ただ、児童生徒ですね、それがしっかりと避難経路、例えば不審者が出てきたときに、じゃあ皆さんで集まって、ここに逃げましょうというように決められているのか、皆さん、いいから、とにかく学校の外へ逃げなさいとか、入り口が何箇所かあったと、出入りが何箇

所かあるというのがあるんですけども、こっから入ってきて、もしやったらそっち側に逃げなさい、とにかく逃げなさいというふうにされてるのか、ちょっとそこの防犯教室で不審者に対する避難訓練とか、そういうのがどうなってるか教えてください。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 山名委員の御質問にお答えいたします。

不審者を想定した訓練については、多くの学校で実施をしております。そういったときに、すぐに逃げるのではなく、まずは鍵を締めて教室の中にと、こういう放送が入ったら、どここの場所に不審な人がいるというようなことで訓練を学校ではしております。避難訓練もありますが、防犯教室を行っている学校もあります。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 山名委員。

○委員（山名正晃君） 分かりました。ちょっと先ほどの質問の中で、新しい防犯グッズを入れたことによる防犯教室というか、そういう想定での訓練はされてます。催涙スプレーを幼稚園、認定こども園のほうは入れさせていただいたと思うんですけど、それを使った訓練はされてますか。してないでしょうか。

○委員長（萱野哲也君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（浅野竜治君） 山名委員の御質問にお答えします。

催涙スプレーのほうを園のほうに入れまして、防犯教室を各園のほうでずっとやってる中でそれをしての訓練も行っております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） ないようでありますので、この際私より申し上げます。

本件についてさらに調査を行う必要がある場合は、委員間で自由討議を行う場を持ちたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） それでは、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、本日この程度にとどめたいと思います。

次に、調査事項の(8)、幼保こ小中の制服についての調査に入ります。

では、当局の説明を願います。

学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 調査事項(8)、幼保こ小中の制服について御説明いたします。

資料は16ページになります。

今年度から市内四つ全ての中学校の制服が変わりました。各校の制服を写真やイラストで示して

おります。スカートかスラックスを選択できるようになり、上着は男女共通で、左右の合わせ方のどちらを上にもできるようなデザインになっております。

17ページには、上の表が制服、下の表が体操服、園はスモックのおよその価格をまとめております。各校・園のそれぞれの価格を平均したものであり、園は120cmのサイズ、小学校は130cmのサイズ、中学校はMサイズの価格の平均を概数でまとめております。

説明は以上です。

○委員長（萱野哲也君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

小野委員。

○委員（小野耕作君） 失礼いたします。中学校の制服ですね。今年度、新年度からブレザーになったと思うんですが、たしか入学式のときに旧の制服の女子生徒が2人か3人いたのを記憶してるんですが、今の現状でその子たちはまだそのままですか。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 小野委員の御質問にお答えします。

申し訳ございません。2名のその後については把握をしておりません。

○委員長（萱野哲也君） 山名委員。

○委員（山名正晃君） ちょっと制服の価格について教えていただきたいんですけども、今大体平均での値段だというふうにおっしゃられました。幼・小・中のそれぞれでなんですが、これが今多分中央値だと思うんですが、一番高いところと一番安いところでどれぐらいの価格差がありますか。それぞれでもいいんですけど、小学校だったら、上着が一番高いところはこれぐらいです、一番安いところはこれぐらいですというのが分かればありがたいんですが。それがどこの学校かというのが分かればありがたいんですが、お願いします。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 山名委員の御質問にお答えいたします。

例えば、男子の上着130cmで言いますと、一番安いのが8,420円、高いところが1万1,970円というふう把握しております。学校名は、すみません、ちょっと今すぐには分かりません。例えば、あとは女子の上着ですと、一番安いのが8,320円、高いところが1万1,140円です。半ズボンに関して言いますと、一番安いところが2,960円、高いところが4,460円、女子のジャンパースカートについては、安いところが7,700円、高いところが1万300円、つりスカートについては、安いところが5,290円、高いところが5,860円というふうになっております。体操服については、半袖が、安いところが1,750円、高いところが2,290円、半ズボンが、安いところで1,900円、高いところで2,240円です。体操服の長袖は、3,820円が安いところ、4,200円が高いところ。長ズボンについては、3,490円から高いところが3,820円となっています。

中学校については、すみません、資料のほうを整理をしないとちょっと分からないので、中学校

については少し整理をさせていただきます。

○委員長（萱野哲也君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（浅野竜治君） 失礼します。それでは、幼稚園、認定こども園、公立の保育所の高いところと安いところの価格を申し上げます。

まず、上着でございますが、一番高いところが4,300円で、一番安いところが3,570円でございます。ズボンのところですが、半ズボンになります、高いところで2,350円、一番安いところで1,250円というところがございます。それから、右側のほうになります、半袖のほうですが、一番高いところで2,310円、一番安いところで1,660円、長袖のほうでは、一番高いところが3,590円、一番安いところが1,960円でございます。下の体操服等のところでスモックがございますが、ここは約2,000円としていますが、スモックがある園については1,970円で、一律でございます。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 山名委員。

○委員（山名正晃君） ありがとうございます。特に、中学校のところ結構上着もズボンも値段が高かったというところが、最安と最高値がどれぐらいあるのかなというのをちょっと知りたかったんですけども、これは買う学校だったり、地域だったり結構価格差が出てくるとは思うんですが、これは価格差が出てくるというのは、どういう要因で価格差が出てくるのかというのがちょっと知りたいんですけども、それはメーカーが違うんだとか、校章が入ってるから、その校章の刺繍が何か違うんだとかいろいろあるとは思いますが、こういう価格差が出てくる理由というのが分かれば知りたいです。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 山名委員の再度の御質問にお答えいたします。

申し訳ございません。価格差がなぜ生じているのかというあたりは、すみません、こちらで把握をし切れていません。

それから、先ほどの御質問で、中学校の制服の最低価格と最高価格です。急いで資料を見たので、もしかしたら間違いがあるかもしれないんですが、上着については男女でなくて、下が2万円、高いところが2万1,500円です。それから、スラックスについては1万3,000円から1万5,000円、スカートについては1万3,000円から1万5,000円です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） すみません。制服の価格とかというのはお伝えいただいたんですけど、その費用についてもそうですし、あとその着用に際して、デザインを一新したので、この両面について評判は今のところどうでしょうか。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 溝手副委員長の御質問にお答えいたします。

特に、中学校の新しい制服についての評判ですが、まずポロシャツに関してです。いい意見としては、夏用のポロシャツが裾を出してもよいデザインになったので暑さ対策にはいいという御意見、あと長袖のポロシャツがちょっと薄い生地になったのでベストがあるほうがいいという意見、それから薄いに関わって、ポロシャツが涼しそうで感じがよいという御意見をいただいております。それから、スラックスやスカートの生地が薄いので破れやすいのではないかという御意見もあります。あと、地域の方から雰囲気がいよというふうに言っていただいたという御意見、それから価格、値段が高いという御意見もいただいております。あと、生徒からは、よくなったという、そういった声も届いております。

新しい制服についての声については以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） ちょっと今の御答弁の中で確認を。

生徒の中から、新しくなってよくなったと言うんですけど、今年度から採用で、2年生、3年生は新しい制服を着てないと思うんですけど、何と比してよくなったんですかね。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） すみません。よくなったというのが何と比してかは、ちょっと分かりません。確かに、1年生はかつての制服を着たことがないので、着心地がよくなったというのではないと思います。着たことがない1年生の意見なのでデザインのことなのかなと思うんですが、すみません、よくなったというだけで、何がという、大事なところを聞いておりませんで申し訳ございません。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 承知をしました。新1年生なんで、中学校に自分が進学するというだけでも多分気持ちもものすごくいいだろうと思うので、それにさらに新しいデザインだから単純によくなったというふうな意見だったのかもしれないし、ちょっと気になったのでお伺いしました。すみません。ありがとうございます。

僕が気になった実は評判というのが、いわゆる女子生徒がスラックスも選べるようになったところ、実は大きいのかなというふう思うんです。今回の制服の変更の中の意義としては、かなり大きいかなと思います。そういったところでの評判というか評価というか、何か感想はお聞きになられてはいいですか。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 溝手副委員長の再度の御質問にお答えいたします。

選べることによる、よかったというような声は直接は聞いてはおりませんが、実際に着用している生徒もいるというふう聞いております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 私も総社東中学校の入学式に御招待をいただきまして、何人かの生徒がスラックスを着用していたのを確認というか、拝見しました。これはいいことなのかなというふうに捉えておりますが、先ほどの意見にもあったように、やはりちょっと高いのかなと、制服が。高いのかなという気がするんです。ここについて、何かないですかね。何かもうちょっと安くなるとか、購入の補助であるとかというものがあると、もっと家計的にも楽なのかな。入学時に一遍に出費が重なるので、少しでも楽にならないのかなという気がするんですが。特に、やはり入学式とかは新しい、できればお下がりでないものがあるのかなと思ったりもしますし。あと、制服に関しては、私は肯定派で、制服はまさしく正装扱いなので、葬儀であったり、そういった場でも制服を着用していれば制服で出席できるので、制服というのは本当にいいと思うんです。あと、制服ってみんな同じ格好なので、家庭環境に応じて私服だと常に着るものに気を遣わなければ家庭環境が見えてしまったりしがちなんですけど、制服だと基本的にみんな同じ格好なので見えにくいから、あまり恥ずかしい思いをしなくていいという意味で、制服は非常に肯定派なんですけど、ちょっと高いのかなという気がするんですが、このあたりちょっとどうにか価格を抑える策が何かないでしょうか。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 溝手副委員長の御質問にお答えいたします。

価格についてですが、以前のもとの、これも平均したものを比べて一番値段が違うのが、スラックスです。今平均1万4,000円というふうにしておりますが、以前のは7,000円でした。上着については2万500円としておりますが、以前のは1万9,500円。女子のものは1万8,500円になって高くはなっているんですか、スラックスほどではない。スカートについては今1万4,000円のもの、古いものは1万3,900円でした。これも、確かに高くはなっていますが、一番やはりスラックスの値段が高くなっているんで、保護者の方からもスラックスの値段が高いというような声は届いています。ただ、これに伴って例えば市が補助を出すであるとか、何か価格を下げるようなことは今は考えておりません。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） なかなか簡単に、はい、補助を打ちますと言うわけにいかないのはもちろん分かるんですが。そこで、着用の際する柔軟性というものをちょっと聞きたいんですが、スラックスが高い、そして先ほどの意見であったように薄いということであれば、破れやすかったり、汚れたときの洗い替えというものを買うのがちょっと控えがちになってしまうのかなというふうに思うんですが、そうしたときに、要は、体操服で普通に校内で過ごしたり登下校をする。部活動のときに体操服で登下校をしたりするんですが、仮に登校した後は本来体操服でずっと過ごしてもいいんだよとか、何なら体操服で登下校してもいいんだよとか、そういった着用の際する柔軟性というものはないんですかね、あるんですかね。なければ、今後考えていただけたらませんか。ちょ

っと教えて。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育長。

○学校教育課長（在間恭子君） 溝手副委員長の御質問にお答えいたします。

登校後の体操服の着用については、中学校では実施をしていないと思います。小学校では、学校によっては実施をしていたり、特に運動会の練習シーズンは、朝来たら体操服に着替えようというような対応をしているところもあると思います。ただ、登下校を体操服でいいというようなことをしている学校は恐らくないこちらは把握しておりますし、今後も体操服登校を認めるというようなのは、今検討するというふうにはこちらは思っておりません。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 承知をしました。何ゆえ体操服で登下校したらいけないのかとかという理由も知りたいところなんです。例えば今総社北小学校は、制服で通ってないですね。私服で通ってると思うんです。多分、これは校長権限でいけるんだということで、総社北小学校の校長先生が私服ということにしてると思うんです。そこまで柔軟性が持てるのであれば、校長の権限で、じゃあ体操服オーケーってしてしまえばオーケーなんですかね。

○委員長（萱野哲也君） 教育長。

○教育長（久山延司君） 服装の柔軟性ということですが、総社北小学校は、期間を設けて、自由服期間というふうにしている。基本的には制服なんです。期間を年に2回、ある程度の期間を取って私服の期間をつくる。登下校、それから学習も含めてしてるということです。

中学校の登下校ですけど、コロナで更衣室が危険なといいますかね、密になるということで、コロナの感染関連につながるということで、朝練ですね。朝練する部は、その部活の服装のまま登校してもいい、それから下校もそのまま下校してもいいというようにしていた時期があるんですが、今現在それを実施しているか、元へ戻してるかもしれない、学校によっても違うかもしれないんですが。そういう意味で、登下校についても柔軟にしていくということも考えられるんじゃないかなと思います。これは、学校の意見を聞きながら今後考えていきたいと思います。柔軟にしていた時期もあります。そういう状況ですから、学校での教育活動は基本的には制服ということは、これは変わらないと思います。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 総社北小学校が期間を設けてるとはいえ、自由服で、要は、私服でよかった。それで、何か問題でもあったか。問題はなかった。そもそも論になってしまうんですけど、何ゆえ制服で登下校しなければならないのかとか、何ゆえ授業を受けるのに制服でなければならないのか。僕は制服肯定派ですからね。だけど、何ゆえなんですかね。だから、先ほど申したように、制服の値段が上がって、ズボンの洗い替えとかを買うのをちょっと高いから控えようと思ったとき

に、体操服だったらそこまで、傷まないでしょうし、値段も、仮に破れて買い換えよう、サイズが合わなくなって買い換えるといっても安いですし、動きも動きやすいんじゃないかなというふうに思うんですけど。しかも、各学校の指定の体操服であれば、その学校であれば、どこの学生というのも分かるんだろうと思うので、授業を受けるときにも、登下校のときにも、何も問題はないのかなというふうに思うんですけど、それを統一しなさいじゃなしに、別にそこがある程度フランクになってもいいのかなというふうには思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（萱野哲也君） 教育長。

○教育長（久山延司君） 制服というのは、先ほど正装という、そういう意味もあるということで、気が引き締まる。ぴしっとした、その学校の生徒であるという自覚を持つという意味で、非常に有意義なものだと思っています。ただ反面、活動しやすさとか、そういう意味では、体操服のほうが活動しやすいという面があります。そのあたりは、柔軟にしていくことは決して悪いことではないと思っておりますので、どういう活動のときには体操服もいいですよという、そういうことは今後も検討をしていきたいと思っております。できるだけ柔軟にしていきたいと思っておりますが、ただ大規模校では、更衣という問題が常にあるんですね、その都度更衣しないといけないということで。それも含めて検討していきたいと思っております。柔軟ということは悪いこととは思ってません。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 更衣ということで、更衣室の問題もありましょうし、ただ今の時期であれば、恐らく制服で登下校するよりは体操服で登下校したほうが、多分熱中症になりにくいのかなと思うたりもします。ですから、時と場合にに応じて使い分けということがきちんとできればいいんですけど、なかなかできないから、どうしてある程度の強制というのか、指導でもって統一性を図るというのは分かるんですけど、それだったら、何ゆえ総社北小学校がそんな取組がオーケーなのかなというような気もしますし、体操服でもない、私服ですからね。そこまでフランクにしていんだったら、別にいいのかなと。それが、教育長、教育委員会として違う考えなんであれば、校長権限でそこまで認めるのが果たしていいのかどうかとも思いますし、制服の意義、僕ももちろん分かりますから、フランクにする部分とある程度規律を求めていく部分とを上手に使い分けていていただきたい。そして、その費用面での負担というのも頭には入れておいていただきたいかなというふうに思います。よろしく願いいたします。

○委員長（萱野哲也君） 他にありますか。

教育長。

○教育長（久山延司君） 費用面のことですが、今までちょっと言ってなかった話ですけど、新しい制服になって、下取りとか、そういうことのサービスは以前の制服よりはるようです。学校によるというか、メーカーによるんですけどね。それから、大きくなって買い換えるときの割引ですか、そういうサービス面は、新しい制服になって以前よりはよくなったということは聞いており

ます。ちょっと付け加えです。

○委員長（萱野哲也君） 他にありませんか。

山名委員。

○委員（山名正晃君） 制服の価格に関してなんですけども、この価格は公開されてますか。これは情報を得ることはできますか。その学校がこれぐらいの値段がかかるんですよとか、この中学校はこの値段がかかるんですという、メーカーが公開しているのか、制服屋も公開してるのか分からないですけど、この情報って得ることができますか、入学前に。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 山名委員の御質問にお答えいたします。

得ることはできます。ただ、個別に問い合わせるということなので、どこかのホームページを見たら一覧表になって、何々小学校が何円というようなものは作っておりません。このたびも価格を調べるのに、教育委員会も学校に連絡をして取り寄せたり、販売店に連絡をしたりというふうにしてこちらも資料を集めたものです。一覧表のようなものは存在しておりませんが、問い合わせただけですと、値段は知ることができます。

○委員長（萱野哲也君） 山名委員。

○委員（山名正晃君） 分かりました。そうですね。各学校がそれを把握してるというのであれば、前回もありました入学準備に関して各それぞれの学校のホームページで入学案内ですかね、ああいうのを公開することを考えてるというふうにはおっしゃられたんですけども、制服に関して、ある程度価格幅があるとは思うんです。先ほど言われたように、下取りをしたらこれぐらい安くなるのか、それぞれの学校が契約しているメーカーとかで違うとは思うんですけども、そういった情報を事前に公開することができないかなということ。今、ちょっと総社市内の中学校のホームページを見たんですけど、制服の写真は載ってても、それがどれぐらいの価格かというのは全然なくて、むしろ制服の情報さえ載ってない学校もありました。そういった情報を事前に載せることで、大体の価格はこれぐらいになるんだと、それが費用面の負担もありましたけども、これぐらい用意しとけば大丈夫かなという、いきなりかかるのではなくて、考えられるかなとも思うんで、そのところをちょっと検討できないですかね。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 山名委員の御質問です。

価格をどのように伝えるかということもありますが、例えば販売店によって、サイズによって価格が違っているところもあれば、そうではない部分もあるので、どういう示し方を学校としてするのかというあたりは、ちょっとなかなか難しいところも正直あるのかなと思っておりますが、保護者の方にとっては、どれぐらいの値段というのを情報としてあると大事なかなとは思っております。伝え方のあたりで、伝えるとしたらかなりの配慮が要るかなと思っておりますので、すみません、今は掲載しますというふうになんか言い切れないところもございます。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 他にありませんか。

副委員長。

○委員（溝手宣良君） すみません。先ほど、小野委員が総社西中学校の入学式のときに2人とおっしゃったんですかね、旧制服で新入生が入学式に臨まれたということだったんですが、これがその後どうかは把握しておりませんというお返事、御答弁だったんですが、それって何かちょっと不安を駆られる状況なんです。その御家庭が今どんな状態か把握されてないということだったんですけど、その子かどうかは別として、何も本当に問題はなかったんですかね。恐らく、僕が中学1年生の入学式に臨む立場だとしたら、明らかに自分だけが違う格好でそこに行くとるのって、かなりつらい、恥ずかしい、悔しい、いろんなそういうマイナスな感情になったと思うんですよ。それが、そのままずっと今でも続いているのであれば、ちょっとどうなのかなとか、御家庭に何か問題があるのかなって気がしたんですけど、先ほどの御質問で把握してないことだって、それで終わったんですけど、ちょっと気になるんですけど、それだけちょっと気になるので、ちょっと調査したほうがいいのではないかなという気がするんですが、いかがでしょうか。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 溝手副委員長の御質問にお答えいたします。

総社西中学校の制服についてですが、総社西中学校は新1年生は、今までの制服でも1年目は構わないというふうに対応しておりますので、旧制服でもよいという状況です。

○委員長（萱野哲也君） 教育長。

○教育長（久山延司君） これはですね、ほかの学校にもそういう生徒がおります。お下がりとかありますね、お兄さん、お姉さんのお下がりとかもありましたら、当面どちらでもいいというふうに。どこかの学校、総社東中学校だったかな、一斉にという話をしているらしいですが、そういう相談があったら、恐らくお下がりも認めるようにというふうには言っております。だから、これは当然何年間かは、兄弟関係、それから知り合いから頂いた、いずれにしても古い、古いというか、前の制服でも高価なものでありますので、それは当然認めていかなければならないと思っております。新しい制服に全部切り替えるよといった状態で前の制服であったら、それはかなり経済的にどうなのとか、何か事情があるのかというに考えますが、基本的にはいずれもよい、当面は前の制服でもよいというふうに言っておりますので、今の段階でそこまでの大きな問題はないと思っております。ただ、それは今回かなり大幅な変更でしたので、その中で全部合わせても数人というところありますから、その後どうであったかというのは、おっしゃるように把握しておく必要があるのかなと。把握したからというて、それをどうこうするというわけではないんですけど、我々教育委員会としても把握しておきたいと思えます。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） だからその子たちが違反をしてるとか、そんなことを思ってるわけでもちろんなくて、大多数が新しい制服の中で、いわゆるぽつんと自分だけが旧制服であれば、やはり目立つし、それが全然平気な子だったらいいんですけど、平気じゃない子もいるだろうし、そういったところのフォローがきちんとできてるのかなど。今お聞きすると、旧制服でもいいということなので、だからそれをほかの生徒のみんなにちゃんと伝えてあって、この子は別にこうだからとかというフォローがちゃんとしてあって、嫌な思いをしてなければいいがなど。その子が嫌な思いをしていたんだったらかわいそうだし、そのことがきっかけで何らかの辛辣な言葉をかけられてたらかわいそうだなというところもちょっと気になったので、つつい中学生とはいえ、まだ1年生ということは、ついこの間まで小学生だったわけですから、いわゆるおまえ何で昔の制服着とんなみたいな言葉をかけられてたりしたらかわいそうだなと思ったので、それが別にそれでもいいことなんですよ、あなたにそんなことを言われることではないんですよということがきちんとみんなに伝わっているのであればいいんですけどという意味で、ちょっと心配だなということを申し上げさせていただきました。後のフォローをきちんとしていただけているのであれば、ありがとうございます。今後もそういった対応をよろしくお願いいたします。

○委員長（萱野哲也君） 教育長。

○教育長（久山延司君） ありがとうございます。今の状況であれば、2年生、3年生は旧の制服ですから、学校の中で違和感はそんなにはないと思います。3年後ぐらいになると、2年後か、それでもお下がりも着てもいいわけですので、そんなには問題ないと思いますし、それから逆に言うと、女子がスラックスを履いて登校してる。どこの学校にも何人かいます。学校訪問したら、何人かいるなと思った。何の違和感もありません。登下校もよく見えますけど、何の違和感もありません。違いを認めるということも教育の一つと考えておりますので、認められた範囲の中ではそういうこともあるのかなというふうに思います。それを誹謗中傷したり、そういうことは絶対に許されませんので、その点については指導していきたいというふうに思います。ありがとうございました。

○委員長（萱野哲也君） 私からというか、質問じゃないんですけど、ちょっと教育委員会側が今言っている、教育長が言っていることが、ちょっと若干違っていることが多々あって。移行期間なんですけど、総社東中学校は移行期間がありません。一斉にです。総社西中学校の場合は、今回PTAの中から、移行期間を設けてくれないと、そんなの私聞いてねえわって、お兄ちゃんの分を弟に着さそうと思うて、お姉ちゃんの分を妹に着さそう思うて買うとんのにということで、当時の総社西中学校の校長先生が移行期間は1年です、この1年はどちらでもいいですよということで、移行期間は、総社西中学校は今年度だけです。来年は一斉に、移行期間はありません。そういうふうに僕は聞いているので、ちょっとそのあたりは、今の答弁だとちょっと整合性が取れないので、僕が聞いていることと。僕は、そのように市のPTA会長として聞いてますので、その辺は担当の教育委員会のほうもそのあたりのちょっと情報収集をして、どうなのかというのを今後整理していただきました。

と思います。これは、私から、質問ではありませんので。

教育長。

○教育長（久山延司君） すみません。正確に調査をして申し上げたわけでないんで、総社東中学校も確かに一斉にということを行ったということなんですが、申出があったら旧の制服でも許すとか、許可していくべきだと思いますので、そのあたりも含めて、そういうことはよくそろえたほうが良いと思いますから、話をしていきたいと思います。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） ないようでありますので、この際私より申し上げます。

本件についてさらに調査を行う必要がある場合は、委員間で自由討議を行う場を持ちたいと思います。いかがいたしましょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） それでは、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、まずこの程度にとどめたいと思います。

しばらく休憩します。約10分です。

休憩 午後3時50分

再開 午後3時59分

○委員長（萱野哲也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、報告事項の(2)、部活の地域移行について当局の報告を願います。

部活動地域移行推進室長。

○部活動地域移行推進室長（平田壮太郎君） 失礼します。報告事項(2)、部活動の地域移行について御説明いたします。

19ページ、資料10を御覧ください。

こちらに、地域移行に向けた関係機関との連携体制についてイメージ図を示しております。上段の部活動地域移行推進協議会については、総社市内中学校における部活動の段階的な地域移行の方向性の検討及び持続可能な環境整備を図るため設置するもので、メンバーは、学校関係者、スポーツ・文化に関し知識のある方、学識経験者などから構成され、まず部活動の地域移行の方針に関すること、続いて地域のスポーツ団体及び文化団体等との連携による持続可能な部活動環境の整備に関すること、3点目、活動の地域移行後の運営体制に関することについて外部の方の様々な御意見をいただき、進めてまいろうと考えております。その下の現在地域クラブ運営者は部活動地域移行推進室ですが、業務内容として、1点目、指導者関係の事業として指導者の確保のための指導者の公募、選考、指導者研修を実施してまいります。2点目として、クラブ運営事業として地域移行が可能となった部活動について地域移行を進めてまいります。

続きまして、20ページを御覧ください。

現在、総社中学校、昭和中学校で合同部活動を実施しております。生徒を対象にアンケートを実施いたしました。6月30日から7月14日の間で実施しております。回答数は、そちらに記載している数字のとおりです。左上の合同部活動についてどう思いますかについては、「活動に満足している」、「活動にやや満足している」が合わせて73.5%、「やや不満がある」、「不満がある」が合わせて7.5%となっていました。次に、左下の活動場所についてどのように感じていますかにつきましては、「適切」、「おおむね適切」が70%、「やや不適切」、「不適切」が7.5%となっています。次に、右上のバス移動についてですが、「満足」、「やや満足」が48.3%、「どちらとも言えない」が45.6%、「やや不満」、「不満」が6.2%となっています。これにつきましては、種目によりバス移動の経験がない生徒が半数近くいること、バス移動によって時間がかかるなどの意見がありました。次に、右下の平日と休日の活動について同じか違う活動をしてみたいかの問いですが、「同じ」が51.3%、「わからない」が29.1%、「ちがう活動」が19.7%となっています。休日に違う活動を希望する生徒が一定数いるということが分かりました。

続きまして、資料21ページを御覧ください。

部活動の地域移行を進め、中学生にとってよりよい活動の環境を整備するためには、最先端の科学的知見に基づいた指導とチームマネジメントを行うことができる指導者の育成が必要となっております。そのため、先般、連携大学の青山学院大学原晋監督が代表を務める一般社団法人アスリートキャリアセンターが提供する指導者育成カリキュラムを導入することとし、協定を締結いたしました。この指導者育成カリキュラムに基づき、研修を9月9日土曜日、9月10日日曜日に総社小学校多目的室で開催する予定でございます。研修の内容は、青山学院大学陸上部の指導の中で培ったチームマネジメント手法を軸に、組織運営と理論に基づいた運動メソッドの両面から正しく安全に指導できる指導者育成メニューとなっております。

なお、参加者は30名程度を予定しております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山名委員。

○委員（山名正晃君） 御報告をありがとうございます。アスリートキャリアセンターの研修についてお伺いしたいんですけども、先ほど30名ほどが参加を予定してますということをおっしゃってましたが、この方というのは、現在指導をしてくださっている方も含めなのか、あとはまた新しく公募をされて来た方なのか、この30名の方の対象ですね、どの方を対象にしていくのかというのを分ければ教えてください。

○委員長（萱野哲也君） 部活動地域移行推進室長。

○部活動地域移行推進室長（平田壮太郎君） 山名委員の御質問にお答えいたします。

対象につきましては、現在部活動指導員として選考させていただいた方が10名いらっしゃいます。それと、部活動を現にやっただいている教職員の先生の方がいらっしゃいますので、その方を中心に30名程度と考えております。

○委員長（萱野哲也君） 他にありませんか。

小野委員。

○委員（小野耕作君） ちょっと聞かせてください。部活動地域移行推進協議会というのは、これは新たに作る。今現時点で、昨年ぐらいですかね、何人か委嘱を受けたと思うんですが、その辺をちょっとお聞かせください。

○委員長（萱野哲也君） 部活動地域移行推進室長。

○部活動地域移行推進室長（平田壮太郎君） 小野委員の御質問にお答えいたします。

昨年度、準備委員会ということで、委嘱を受けて1回会議を開催しております。それをそのまま、若干メンバーは追加するんですが、推進協議会として新たに協議会を立ち上げるということにしております。

○委員長（萱野哲也君） 他にありませんか。

副委員長。

○委員（溝手宣良君） すみません。ちょっと細かいことを聞くようなんですが、地域移行してって、外部指導員というか、部活動指導員の方に一応報酬を支払いますが、それが時給換算だったんですよね。それが、今日もさんざんお話に出たように、熱中症を警戒しなければならないということで、指数が31を超えたら部活動を中止するといったときに、中止したら、そのときの指導の時間がなくなると思うんですけど、そういうときには報酬って支払われないんですかね。

○委員長（萱野哲也君） 部活動地域移行推進室長。

○部活動地域移行推進室長（平田壮太郎君） 完全にそこで中止して帰った場合には、そこは時間の対象とはなりません、様子を見ながら、生徒の健康管理に気をつける時間があれば、そこは対象となると思っております。だから、完全中止で、はい、さようならであれば、それはその時間までしかないです、解散すれば。ただし、ずっと休憩を挟んでから、十分な状態でやれるのであれば、その対象となると考えます。

○委員長（萱野哲也君） 溝手副委員長。

○委員（溝手宣良君） 指導をしてくださる方のモチベーションとかにつながるんだと思うんですけど、報酬というのは。例えば、一定の年齢に達していて、退職金なりもあるし、収入に不足してないんであればいいですけど、そうでない若い人たちも多分こういうところに参加してほしいという思いもこちらもあるでしょうし、そうした場合に、それで大会が中止になったとかというて、今日は半日丸々その分の、要は、アルバイト代じゃないですけど、そういう感覚で、もらえんと思うとったのがもらえないということになると、何かちょっとかわいそうな気がするんですけど。または、活動を始めていたのに、そのときに指数が上がったから帰って、4時間のはずが1時間になっ

て1時間分しかもらえなかったとかといたら、恐らくその日は少なくとも半日はそのつもりで体を空けていたんでしょうし、そういったところの何か配慮というのがあってもいいのかなという気がするんで、今多分即答で、じゃあそうしますとはできないでしょうけど、ちょっと今後の検討に加えていただけたらいいかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（萱野哲也君） 部活動地域移行推進室長。

○部活動地域移行推進室長（平田壮太郎君） ありがとうございます。いろんな様々なケース・バイ・ケースがあると思いますので、モチベーションが下がらないように考えていきます。

○委員長（萱野哲也君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） これをもって、質疑を終結といたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

次に、報告事項の(3)、未就学児の入園状況について報告を願います。

こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（浅野竜治君） 失礼いたします。それでは、報告事項の(3)、未就学児の入園状況について御説明いたします。

資料の11になります。22ページを御覧ください。

このたびの報告につきましては、令和5年7月1日現時点の保育所、認定こども園、幼稚園、また認可外保育施設まで含めた入園の全体像についての説明でございます。

最初に、1の入園状況の未就学年代人口につきましては、学年を合わすという意味で、令和5年4月1日現在の人口を記載しております。ここを見ただけですと、やはり1歳児が多いというような状況も分かっていると思います。保育所につきましては、現在定員1,274人に対して1,473人を受け入れるということになっておりまして、入所率で申しますと、115.6%となっております。認定こども園につきましては、保育部、幼稚部合わせて500人の定員に対して、合わせて393人の受入れをしております。幼稚園については、定員で言いますと1,985人ということになるわけですが、735人を受け入れるといった状況で、定員には余裕があるといった状況でございます。

続きまして、2、認可保育所を申し込んだが入園できていない児童数でございますが、国の定義する待機児童につきましては、表の下のほうになりますが、4月1日現在はゼロでございましたが、7月1日現在は1名、また待機児童にカウントされない特定園希望者数は99人になっております。4月1日現在は116人ございました。こちらについても、やはり1歳児が55人と多い状況が続いております。この99人の内訳でございますが、就労中の方が49人と最も多く、次いで育休延長の方が46人という順になっております。

次に、一番下の表になりますが、3、認可外保育施設を利用している児童についてでございますが、認可外保育施設のまとめでございますが、定員合計については192人でございます。定員で

は、大きいところでは50人のところから小さいところだと12人の施設までございます。現在、利用者の合計が132人でございまして、利用者の年代は、2歳児、3歳児の順に多くなってる状況でございます。この中で、保育所の入所申込みの申請を提出している方が32名いらっしゃいますが、この方もやはり1歳児のほうが多くなっているという状況でございます。入園申込みをして待っていただいている保護者の方、それからまたやむを得ず認可外保育施設を利用されてる保護者の方には負担をかけておりますのは事実でございますので、引き続き待機児童解消ということで、公立認定こども園の受入れですとか、幼児の預かり保育の拡充等については進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） すみません、1点だけ。そんな難しいことは聞きません、報告なんで。

認可外保育施設を利用してる児童ということで、認可外保育施設のこのほうも書いていただいでるんで、ちょっと認可外保育施設についてお尋ねいたしますけど、認可外保育施設というのは基本的に総社市はノータッチじゃないですか、補助金も出してないし。そういう保育事業をやりたい方が勝手にやればというスタンスなんですけど、総社市はそういうスタンスですよ。総社市のみならず、どこもそうなんですけど、ただ認可外保育施設に対してのをわざわざ書いてくださってるんで、そのどういう認識を持たれているのかということだけちょっと聞きたいなと思って、認可外保育所に対しての認識。いや、勝手にやってるんだって言うのか、それとも多くの待機児童の解消にも貢献していただいでると思っているのか、どういうふうな認識でいるのかだけをお尋ねいたします。

こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（浅野竜治君） 失礼いたします。認可外保育施設についての考えということでございますが、全くノータッチということではございません。県への届出という言葉で、大きく言えば県管理ということになるんだと思うんですが、市のほうでも状況とか、前年までは特にコロナの関係とかで十分連携を取ってやってきたというのは私どもも聞いております。引き続き、園の状況というのは、認可外保育施設であっても状況把握というのは市としても務めていかないとはいけませんし、園の状況というのもちょっと今いろいろ認可外保育施設のほうもありますので、さらにちょっと連携というか、情報は市のほうもしっかり入れていかないとはいけません。勝手にやったださるとか、そういう思いはございませんで、当然認可保育所へ入れない方等の受皿となっただいてるというか、子育て支援の位置づけの施設としては大切なというか、ある意味、今現状では必要な施設ということになりますので、そこは情報共有というか、一緒

に連携はしていかないといけないと思っております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 分かりました。ありがとうございます。

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） これをもって、質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

次に、報告事項の(4)、義務教育学校について、当局の報告を願います。

学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 報告事項(4)、義務教育学校について御報告いたします。

資料は、23ページからとなります。

この資料は、1学期の終わりに、地域の保護者、また地域の方に配布した資料となります。

昨年度末に学校名、園名が決まりましたが、その後も小委員会を開催し、これまでに協議しております状況について、今日は御報告させていただきます。

グランドデザインについては、学園としての大枠となる取組になります、幼稚園を含めた3・5・4制で行うこと、目指す子ども像を「切り拓く子ども」とし、教育目標を「友、地域、未来とつながり、考え、表現・行動する子どもの育成」としました。英語特区による国際理解教育の推進を継続すること、また地域の自然と特色を生かした環境教育を推進することで「切り拓く子ども」の育成を目指し、また教育目標の実現に向けて、12年間を見通した保育・教育活動を進めてまいります。

校歌・園歌につきましては、アンケートを実施した結果、昭和中学校の校歌を使うことになりました。校歌の中に出てくる「昭和中学校」という、その部分を変更するように準備を進めております。また、園児には歌いにくいのではないかと御意見もあり、幼稚園についてはこの学園歌とは別に愛唱歌を作成していく予定です。

校章・園章については、写真のとおりです。63の応募があり、その中から選んでいきました。

では、24ページを御覧ください。

キャンパスが三つに分かれます。幼稚園を幼稚園さくらキャンパス、1年生から5年生の学ぶ現在の昭和小学校を1－5アクティブキャンパス、6年生から9年生までが学ぶ現在の昭和中学校を6－9フロンティアキャンパスと名づけました。

儀式については、1－5アクティブキャンパスでの生活が終わる5年生で節目の式を、6－9フロンティアキャンパスで新しく学ぶ6年生で節目の式を行います。これまで行っていた小学校の卒業式であったり中学校の入学式と同様に、来賓や保護者も参加をして実施する予定です。

学校行事の中の特に小学校の修学旅行に当たる宿泊行事については、6年生で歴史と未来宿泊研修として実施します。運動会の行事については、今後決めていきます。

小中組替え授業として、基本的には6年生は教科担任制とします。5年生についても、一部で教科担任制を実施していきます。詳細については、今後市教育委員会と学校で協議をしてまいります。

部活動については、6－9フロンティアキャンパスで学ぶ6年生も、年5回から10回程度、平日の6時間目に部活動を体験します。7年生から9年生は、総社中学校との合同部活動を継続していきます。

環境整備については、残すものと廃棄するものを分類し、実物保存であったりデータ保存に分けていきます。

制服についてですが、買い換えるタイミングまでは、現在着用しているそれぞれの学校・園の制服や体操服でよいこととします。特に、小学校については、新しく買い換える場合は、上着については現在の中学校の制服か昭和小学校の制服から選択をします。スカートやズボンは、現在の中学校の制服、また中学校の制服に準じた新しい制服、そして現在の昭和小学校の制服から選択できることとします。体操服については、1年生から9年生までが同じデザインとします。

校則や学習規律については、6年生は、7年生から9年生の中学校の校則で生活をしていきます。

通学カバンについては、ランドセルと中学校用のリュックのどちらの使用も可とします。

続いて、スクールバスについてですが、利用対象は維新小学校区の1年生から6年生とします。6年生は、自転車登校も可能とします。園児については、今までどおりの保護者の送迎による登園、降園とします。

最後に、学校運営協議会の設置、いわゆるコミュニティ・スクールについては、義務教育学校と幼稚園を一つにした学校運営協議会とし、これまで以上に地域との連携を密にした学校運営が行えればと考えております。

説明は以上です。

○委員長（萱野哲也君） それでは、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山名委員。

○委員（山名正晃君） ちょっと2点だけ、この中で聞かせてください。儀式のところですね。5年生で卒学舎式、そこの中にある文章で、校舎を離れるタイミングで子ども・保護者にとって節目となる式を行うというんですが、これはアクティブキャンパスのほうを卒学して、向こうのフロンティアキャンパスへ行ったら、こちらのアクティブキャンパスのほうには戻ってこないみたいなどというふうにとれるんですけども、交流はあるんですかね。それが1点なんです。あともう一点がスクールバスなんですけども、これは園児については今までどおりの保護者登園・降園としますというがあったんですが、もしこの中で、幼稚園の中でスクールバスに乗せてほしいなという希望があった場合、それができるのか。それは、ここでは幼稚園児なんでやめときますというふうな判

断でいくのか、ちょっとそこの2点をお願いします。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 山名委員の御質問にお答えいたします。

まず、5年生が卒学舎式をして次の学舎に行ったときに、それで戻ってこないというようなイメージという話でしたが、基本的には学校生活の中心は昭和中学校の校舎のほうで6年生になったら過ごします。ただ、義務教育学校で1年生から9年生までが同じ一つの学校ということになりますので、行事はもちろんですし、学習活動の中でも交流の場はしっかりと取っていきたいと思っております。ただ、キャンパス間の距離があるので、そのあたりの移動手段については今後も検討していかないといけないと思っております。

私からは以上です。

○委員長（萱野哲也君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 山名委員の質問で、スクールバスの維新幼稚園のお子さんの使用についてという御質問がございました。

これは、小委員会の中でもいろいろ検討されたというふう聞いております。基本的に、幼稚園児の方というのは保護者の方の送迎が基本であるということも踏まえまして、バスの利用については維新小学校の1年生から6年生までと、それを基本に考えております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 他にありませんか。

副委員長。

○委員（溝手宣良君） すみません。グランドデザインについてちょっとお尋ねしたいんですが、昭和のというのか、これは昭和地区ということだと思うんですけど、昭和地区の自然と地域の特色を生かした環境教育の推進って、聞こえはいいんですけど、具体的には何をされるのかなと思まして、プランか何かありますか。

○委員長（萱野哲也君） 教育長。

○教育長（久山延司君） 昭和の自然と地域の特色ということで、これはもちろん維新も含めた昭和ということではありますが、まず一つは、これは地域の代表の方ともお話をしたんですが、野菜づくりですとか、そういうことを、単に売れるというイベント、それから収穫するというイベントだけじゃなくて、それがどう育っていくかということまで深く学べる、そういうような学習を地域の方の力もいただきながら進めていくということで、地域の方も賛成をしてくださっています。

それから、川遊びだとか、それから山で虫を捕ったりとか、そういう体験も、なかなか最近都会の子でなくても経験がない子どもも多い。そういうことで、それも含めて行いたいと思っております。

それから、中学校においては、そういう環境と、どこまで進んでいけるか分からないですけど、それから植物や動物の変化、生態とか、そういうようなことまで研究できればいいなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 野菜を作って育てたりとかというのは普通に理科でもするのかなと思うんですけど、この昭和の自然と地域の特色を生かしたというんだから、昭和地区の何か独特のものをされるんですかね。一般的な、例えばジャガイモだったらどこでも植えられるんですけど、ジャガイモという話じゃないんですけど、昭和だからこそこれなんだよというようなものがあるのかどうか。環境教育にしても、昭和地区がこういうところだからこうなんですよというふうに、本当にオリジナリティあふれるもので、あとそれを対外的にどの程度アピールするのか。義務教育学校になって、いわゆる昭和学区と維新学区とが合併するわけですけど、小・中学校が一緒になるわけですけど、もともとの英語特区のこともあって、他地区から、何なら他市、他県からでも入学できるんだと思うんですけど、どの程度この学校のことをアピールしていったら、どの程度人を集めようというような意識があるのか。取りあえず、今の昭和と維新のそれぞれ幼・小・中の子たちが集まればそれでいいんだなのか、これが総社市の目玉政策ぐらいな勢いでしっかりアピールして、しっかり集めて、こんなにいい学校なんですよというイメージがあるのか、逆に本当によそから来てくれぐらいの勢いなのか、その辺のあたりをちょっとお聞かせいただきたいです。

○委員長（萱野哲也君） 教育長。

○教育長（久山延司君） これは、しっかりアピールしていきたいと思っております。例えば、観光環境大使の野口健さんのここの学校への関わり、そういうことも考えております。そういう中で、しっかりアピールのほうはしていきたい。

中学校は、今年1年生は31人中15人が学区外ということで約5割になっております。ところが、小学校のほうは、維新学区だけじゃなくて、昭和学区もものすごく減ってるんですね。そういう中で、小・中学校の9年間満遍なく人に来てほしい。なかなか小学校の低学年では他学区から通学するというのは難しいかもしれないけど、できるだけ小学校段階からこの義務教育学校へ来られるような、そういうアピールの仕方をしていきたいというふうに思っています。

それから、先ほどの昭和地区ならではということですが、これもいろいろ地域の人と話をしたら、話が出ます。そばだとか、それからかつてはお箸工場、割り箸工場が栄えた時代があったということで、そういうことだとか、今の味噌とか昭和の産業、そういうものもしっかり子どもに学ばせたいということも含めて、だけど一般的な環境問題ということも学習させていきたいということでもあります。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 何の話をして、僕はよく同じようなことを聞いてしまうような気が自分でもするんですが、要は、いわゆる昭和地区からだけでなく、市内の遠くからでも、市外からでもということになってくると、通学にそれなりの費用がかかるんだと思うんです。そうしたときに、

例えば伯備線を利用して通うのであれば、通学費用を幾らか負担しますよとか、援助というか、補助とかをしますよとか、そういった策、またはいつとき考えが別のところであったと思うんですけど、スクールバスとして例えば総社駅までじゃったら送迎しますよとか、そういったような何らかの補助、昭和五つ星学園義務教育学校により通いやすくするための何かそういった補助というものはお考えがとおりでしょうか。

○委員長（萱野哲也君） 教育長。

○教育長（久山延司君） 多くの児童生徒を集めようと思ったら、そういうことも考えられると思いますし、検討はしていきたいと思いますが、やはり公教育であります。総社市立の学校ということで、総社市内のほかの学校との差ということ、そうことも意識して考えていかないといけない。特色は出していかないといけないと思いますが、利便性等に大きな差が出るというのは、これは全体の市民の理解を得られないんじゃないかなというふうに思っております。何か、でもそういう中で方策があれば、これは考えていきたいと思います。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） よく分かるんですが、でもやはりそこは結構大切なところかなと思います。かなり思い切った策を講じないと、この学校独特の取組というのが相当希有というか、相当みんなが関心を集めるものであればそこまでの方策をしなくてもいいかもしれませんけれど、ちょっと今までお聞きしたような内容であれば、わざわざそこに通わせることもなかろうという判断になってしまいかねないというふうに思います。せつかくこれだけの時間、労力、あらゆるものを使ってするので、たくさんの児童生徒に集まっていたきたいと私も思いますので、思い切った大胆な策を講じていただきたいと思います。

あわせて、ちょっとここも気になるんで、英語特区による国際理解教育の推進、これは英語力を高めようではなく、ここは国際理解教育に取り組まれるということなんですけど、この国際理解というのがどういったことを類してるんでしょうか。例えば、今ウクライナはなぜ侵攻されてるのかとか、シリア情勢とか、そういったことも含めるとか、円相場の変動がどうか、そういった国際理解なんですかね。それとも、ただ単に英語力を高めようということなんですかね。

○委員長（萱野哲也君） 教育長。

○教育長（久山延司君） これは、語学を通じた国際理解ということでもあります。もちろん、国際的なグローバルな人材ですね、これからは求められると思います。そのためには、語学はもちろんだけど、それを通じて海外に関心を持つ。円相場がどうかというところは分からんところもありますが、国際情勢にも関心を持つ、そういうことは必要なことだと思います。語学と国際理解ということでもあります。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 今、投資については幼少期からでも教育をするべきだというような話も出てきてると思います。さんざん同じようなことを申し上げますが、相当な特色を出さないと人は集まらないですよ。なので、せっかく取り組むのであれば、おお、こんなことをするんだ、あそこに行ったらそんなことが学べるんだ、こんな体験ができるんだという、本当に希有な存在でないと、なかなかそこに目が向かないというふうに思うので、ほかの学校と同じようなことしてたんでは、それにちょっと色がついたぐらいでは、ちょっとインパクトが足りないと思います。なので、私はあえてそこを突っ込んでちょっと聞いてみたんですけれど、本当に大胆な取組をすることが必要だと私は思います。せっかくなので成功してほしいと思ってますので、どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（萱野哲也君） 教育長。

○教育長（久山延司君） ありがとうございます。我々も、本当に総社市で初めての取組でありますから、これは成功させていきたいというふうに思います。成功するというのは、多くの子どもが集まったら成功というわけではなくて、ある程度の子どもが集まって、学校教育目標の達成に向けて教職員と子どもが一生懸命頑張れる、そういう学校が成功なんであるというふうに思います。そのためには、やはり特色が大切だというお話、そのとおりだと思います。公教育で認められる範囲をいっぱい使って特色を出していきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） よろしいでしょうか。

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） これをもって、質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

以上をもちまして、本日の調査事項及び報告事項は全て終了いたしました。

これをもって、本委員会を閉会いたします。

閉会 午後4時39分